

ISSN 2432-9576
ENSG, No.2, 2019年3月発行



ENSG

(Ethnicity, Nation, State, and the Globe)

No.2

エスニック・マイリティ研究 第2号

エスニック・マイリティ研究会 2019年3月



『エスニック・マイノリティ研究』 第2号

目 次

論文・研究ノート

変わるのは移民かそれともイギリス社会か

—児童文学 Paddington Bear シリーズに関する一考察—

JA 日下

5

資史料紹介

『旧時代のフランスと革命における国家統一と連邦主義』(1928/1989)

水野(角田) 延之・森下 嘉之・春山 雄紀

21

新刊紹介

Kenneth Morrison, *Nationalism, Identity and Statehood in Post-Yugoslav Montenegro*,

London: Bloomsbury Academic, 2018, xvi + 267 pp.

中澤 拓哉

41

第八期研究会報告

45

会員近況報告

48

執筆者一覧・編集後記

49

論文

変わるのは移民かそれともイギリス社会か — 児童文学 Paddington Bear シリーズに関する一考察 —

JA 日下

はじめに

くまのパディントン・シリーズ (以下、パディントン・シリーズと呼ぶ) 第 1 作 *A Bear Called Paddington* が 1958 年にイギリスで出版されてから今年 (2018 年現在) でちょうど 60 周年を迎える。パディントンを主人公にした作品は同シリーズ全 14 作 (2018 年の遺作を含めれば 15 作) に加えて、絵本版、テレビアニメ版、映画版など多数におよぶ。パディントンは「暗黒の地ペルー *Darkest Peru*」からロンドンにやってきたクマであり、彼のトレードマークである古びた赤い帽子に青いダッフルコートを着て、手に鞆を持ち、足には長靴を履いている。その姿はイギリスの少年少女だけでなく、世界中の老若男女に愛されてきた。作品は合計 3,500 万部の売り上げを記録し、ラテン語も含めた 40 もの言語に翻訳されている。パディントンの人気は本の世界やぬいぐるみに代表される関連グッズにとどまらない。例えば今年 (2018 年) 1 月 10 日にイギリスの鉄道会社の一つ *Great Western Railway* はパディントン駅を発車する、新しく開通した高速鉄道を「パディントン号」を名づけ、その除幕式に作者マイケル・ボンド *Michael Bond* の妻と娘に加えて、王室からもウィリアム王子・キャサリン妃夫妻が出席した (“*British Train Named*”)。また、記念切手の発売は 2006 年の *Royal Mail* によるパディントンがデザインされた記念切手をはじめ幾度に及び、*Google* ホームページでは、2008 年にパディントン・シリーズ第一作出版 50 周年を記念したパディントンの画像が使用された¹。

このような世間一般での受容とは対照的に、アカデミックな世界ではこれまでパディントンの物語はあまり文学研究の対象になっていない。著者の知るかぎりでは、近年の映画版のレビューを除けば、パディントン・シリーズを扱った、もしくはパディントン・シリーズへの言及がある論文は 10 点程しかない。そのうち、イギリスにおける移民問題との関連で論じたものが 3 点 (*Grayson; Hunt & Sands; Smith*)、児童文学におけるクマの表象について論じているものが 5 点 (*Blount; Burke & Copenhaver; Lin; Newman; Vogl*)、その他作中におけるパディントンの好物マーマレイドの象徴性を論じたものなどにとどまる (福田)。数少ない従来の研究のうち移民に関する議論では、パディントンの物語はイギリス社会に適応していく、イギリスのエスタブリッシュメントにとっての理想的な移民像を提示していると考えられてきた。事実、移民としてのパディントンの特徴はしばしば作中でも強調されており、また、第 1 作が出版され

¹ 日本でも、2018 年 4 月 28 日から 6 月 25 日まで、渋谷文化村で「くまのパディントン展」が開催された。さらには 2014 年に映画『パディントン (原題: *Paddington*)』がそして今年 (2018 年) 1 月に『パディントン 2 (原題: *Paddington 2*)』が上演され、現在世間にちょっとしたパディントン・ブームが起こっている。

た 1950 年代から現在に至るまでのイギリスの歴史は英連邦や EU 諸国からの移民の歴史であるといっても過言ではなく、パディントンがそうした歴史的背景を基にしていることは疑いようがない。しかしながら、従来のパディントン作品研究にみられる問題点として、主人公パディントンが経験するイギリスは変化の無い、スタティックな社会として描かれていると理解され、移民である主人公がイギリス社会に適応し、変化を余儀なくされていくことに焦点が当てられてきた。例えばアンジェラ・スミス Angela Smith はパディントン・シリーズが愛らしいクマを主人公とし、パディントンがホスト文化に積極的に同化しようとしている一方で、彼が終始「他者」として表象されていると述べている。

本稿は二つの観点からこうした従来の解釈に異議を唱える。第一に、たしかに主人公パディントンはイギリス社会に適応するために自らの習慣を変え、ガーデニングなどのイギリス文化を積極的に学んでいくが、その一方で決して自身の信念を曲げることはない。理不尽に感じたことには相手が誰であろうと抗議の眼差し *give a hard stare* を向けることを伯母のルーシーから学んでいる。さらに重要な点は、パディントンの存在がイギリス社会を変えていく原動力にもなっている、もしくはそのような潜在性を持って描かれていることにある。第二に、先行研究のいずれもが、約 30 年間の空白を経てシリーズが再開された、第 1 作出版 50 周年記念として刊行された 2008 年の第 12 作よりも以前に発表されているため、第 12 作から第 14 作に見られる新たな傾向が未だに分析対象となっていない。再開後のシリーズには携帯電話、観覧車ロンドン・アイやポーランドやブルガリアからの移民など、技術の進歩および景観や社会の変化があらたに追加されているなど、2008 年以前のシリーズ作品にほとんど見られなかった要素が見てとれる。本稿が論じていく以上二点を要約すれば、それは一つに移民がもたらすホスト社会イギリスの可変性を作品に見出すことであり、第二に、作品が現実問題として変化を余儀なくなされているイギリス社会を反映していることを指摘することである。

1. 戦後イギリス社会と移民

パディントン・シリーズはクマの子供を主人公にした、コミカルで心温まる話である。このクマは「暗黒の地ペルー」から船でイギリスに密入国し、ロンドンのパディントン駅で知人も宿もなく途方にくれていたところをイギリス人のブラウン夫妻に拾われ、夫妻の子供ジュディとジョナサン、そして家政婦のバード夫人と一緒に暮らすようになる。このクマにはペルー語 *Peruvian* の名前があるがブラウン夫人には上手く発音できなかったため、クマがブラウン夫妻と出会ったパディントン駅にちなんで、パディントンというイギリス名が夫妻によって与えられる。クマのパディントンはブラウン一家と暮らしながら、毎回のようにトラブルを起こし、最終的には「災い転じて福となす」の如く万事丸く収まるというのが各エピソードの基本的な構造である。パディントンが引き起こすトラブルの大半は彼の誤解によるものであり、パディントンがイギリス社会で暮らす他の登場人物達と文化や社会規範を共有していないため、とりわけ、それらにともなう英語の意味を誤解する。言語にまつわる誤解については後ほど詳しく論じていく。

さて、パディントン・シリーズは「移民」というキーワード抜きに語ることはできない。2008 年のシリーズ再開以前の作品の時代設定と考えられる 1950～60 年代は、第二次世界大戦後イギリスにおける移民の歴史上きわめて重要な時期と重なる。1948 年に施行された「英国国籍法 *British Nationality Act*」はイギリス本国および英連邦市民全員にイギリスへの自由な出入国を認めた。戦後イギリス社会における労

働力不足解消がねらいであったが、結果として英連邦各地からの移民が急増した。特にジャマイカやバルバドスなどのカリブ海諸地域からの移民が多く、内訳はジャマイカからの移民が1950～60年代イギリスにやってきた移民全体の65パーセント近く、バルバドスからの移民が15パーセント余りを占め、同時期のイギリスへの移民全体の約80パーセントがこの二地域の出身者であった (Byron; Goulbourne & Chamberlain; Peach)。特に1948年に初めてジャマイカからイギリスやってきた移民がエンパイア・ウィンドラッシュ号 *HMT Empire Windrush* に乗ってやってきたことから、戦後西インド諸島からの移民とその子供達は「ウィンドラッシュ世代」と呼ばれる²。カリブ海諸地域からの移民がこの時期のイギリスへの移民の多数を占めた理由は、一つに同時期のジャマイカにおける経済の停滞と失業がイギリスへの移民につながったことにある。ジャマイカの主要産物であった砂糖が世界の他の地域でも盛んに生産されるようになり、世界市場での競争力を失いつつあったためである。ジャマイカでは主に船舶会社による斡旋・宣伝や現地でのロコミの結果、仕事を求めてイギリスへの渡航を志す者が増加し、その多くがロンドンやバーミンガムを中心とした大都市の工場労働者として従事した。一方、バルバドスに関しては、ロンドンの交通機関の働き手不足を解消したいと考えたロンドン市がバルバドスと協力し、バルバドスの国策として積極的に移民が勧められた。その主な定住先は当然ロンドンであり、バルバドスからの移民の多くはロンドンの鉄道、バスやタクシーの運転手や従業員となった (Wambu)³。このように、ジャマイカとバルバドスからの移民のいずれの場合においても、移民の多くが移り住んだのは主に都市部であった (Lee)。

ロンドンにおけるカリブ海諸地域からの移民の多くは、市内から北西に位置するノッティングヒル地区に住んだ。1950年代に入るとイギリス社会で次第に移民への差別・排斥運動が顕著になっていった。同時期にやはり工場労働者としてイギリスの中部地域 (ミッドランド) に主に自動車工場労働者として出稼ぎ・移民として来ていたアイルランド人も同様に差別対象となっており、彼らに対する賃貸拒否のメッセージ「No Dogs, no Black, no Irish」が書かれた看板が掲げられているのが当時街中でよく見られた。1948年以前のイギリスの歴史を紐解くと、移民の多くがヨーロッパ大陸からの移住であったに対して⁴、カリブ海を中心とした移民の大半は彼らの肌の色故に、社会でより可視化されやすく、イギリスの既存集団から職を奪い、そして逆説的に失業手当を貰ってイギリス人が支払う税金の恩恵にあずかる集団として社会的嫌悪の対象となった。人種差別はノッティングヒルでの暴動 (1958年) に発展し、さらに移民排斥派の保守党議員イノック・パウエル Enoch Powell の「血の河」スピーチ“Rivers of Blood” speech に代表される大衆扇動を通じて激化していくこととなった。こうした社会不満を解消すべく、イギリス議会は1961年に英連邦移民法 Commonwealth Immigrants Act を可決し (1962年施行)、1962年の時点でイギリスに居住する英連邦市民とその家族以外の者に関する国毎の移民の割り当て・制限が導入され、同時に施行された労働許可 Work Permit 制度の導入によって労働許可取得にも制限がかかるようになった。

² くしくも今年 (2018年) はウィンドラッシュの70周年にあたり、イギリス各地で記念の行事が行われている (Topping)。

³ バルバドスからの移民を歌にした、二人組ティピカリー・トロピカル Typically Tropical が歌う “Barbados” が1975年にイギリスの音楽チャート一位を獲得しており、「一生バスの運転手なんてごめんだ I don't want to be a bus driver all my life」などの当時の移民のロンドンでの生活を反映した歌詞になっている。

⁴ 例えば、イギリス (もしくはブリテン島) への移民の歴史を俯瞰すれば、紀元前5世紀頃に始まるケルト人、紀元5世紀頃のゲルマン人の大移動、8～11世紀のヴァイキングの侵略、16世紀のスペイン・ポルトガルからのプロテスタントと17世紀フランスにおけるユグノーによる宗教的迫害から逃れるための移民、19世紀の大飢饉によるアイルランド人の移民、同じく19世紀のユダヤ人移民など、英国国籍法制定以前の移民の大半はヨーロッパ大陸からの移民であったといえる。

シリーズ第一作執筆時の 1957 年、ボンドはロンドン西部に位置するパディントン駅から遠くないこのノッティングヒルに住んでいた。イギリス人の家庭にやってくる移民の物語を描くことを着想した理由としてボンドはインタビューの中で自身の体験に言及している。一つに、第二次世界大戦中のキンダートランスポート（子供の輸送 *Kindertransport*）でイギリスに避難したユダヤ人の子供二人を当時ボンド一家が暮らしていたレディングの家で預かった記憶が基になっており、第二に同戦争中にしばしば目にしたというロンドンから親元を離れて疎開する子供達が出発前に駅に集まっている光景が目に焼きついていたという（Bond, “Michael Bond’s Last Major Interview”）。とはいえ、1950 年代後半ノッティングヒルに住んでいたボンドにとって、おそらくカリブ海諸地域からの移民はいやがおうにも目に留まる存在であり、彼らの存在および付随する社会問題がラテンアメリカ出身の移民を主人公にした作品を生み出した要因の一つであったと推測してもおそらく誤りではないであろう。

2. 調和と包摂の枠組み

前述のように、先行研究ではパディントン・シリーズはイギリス社会への移民の同化・適応の物語であると解釈されてきた。移民によるホスト社会への順応が描かれている点に関して本稿は、「調和と包摂の枠組み」とでも名づけられるような物語構造の中でシリーズ作品の各プロットが展開していること自体は否定しない。英語を誤解したり、イギリスの社会規範を身に付けていなかったりと、かならずしもイギリス人と文化を共有していないパディントンが引き起こす騒ぎや混乱は、各エピソードの結末で予定調和的に「災い転じて福」となし、（意地悪な隣人カーリー氏が不幸な目に会うというこれまたお決まりの展開を除けば）主要登場人物全員に幸せが訪れて問題が解決する。例えば、「パディントン外食をする（原題“*Paddington Dines Out*”）」⁵でパディントンとブラウン一家とバード夫人、そしてパディントンの友人でハンガリーからの移民グルーバー氏は、パディントンの誕生日に奮発して高級レストランに出かける。高級レストランでの作法に無知なパディントンはメニューにない好物のマーマレイド・サンドイッチを注文してしまったり、食事として出された品の一部を誤って室内演奏をしていた音楽家の楽器に入れて詰まらせてしまったりとトラブルを引き起こし、支配人から退出を求められてしまう。このエピソードは、パディントン自身は大真面目に行動する一方で、彼と他の登場人物との間の社会規範の非共有性が問題に発展するという、シリーズ全般における典型例として理解される。しかし偶然にもその場で食事をしていたレストランのお得意様がマーマレイド製造会社の社長であり、彼はマーマレイド・サンドイッチを注文したパディントンを気に入り、その場をとりなしてくれる。この人物が *Deus ex Machina* の如く混乱を收拾し、一転してパディントンをヒーローに仕立て上げるが、これがレストランのお得意様そして会社の社長という社会的地位や権力を持った人物による介入であるからこそこの物語が成立する点を見逃してはならない。前述の通りパディントンは理不尽さを感じた時には権威にも意見するのを躊躇わない正義感を持っており、それがしばしばイギリス社会の偏屈さを暴き、読者の共感を呼ぶが、その実、イギリス社会における彼の存在意義は何らかの権威によって繰り返し承認される必要があるのだ。同様に、パディントンが参加するクリケットの試合や馬術の障害競技などの数々のスポーツを描いた他のエピソードでも、各界の著名人が審判として試合に呼ばれており、彼らがあくまでルールに則っ

⁵ 以下、特に指定がない場合、パディントン・シリーズ作品は Bond, *Paddington Complete Novels* に収録されているものを指す。

た上でパディントンの想定外の行動を好意的に解釈し、物事を上手く収めていく。

こうした調和と包摂の枠組みを喜劇に典型的な特徴の一つとして片付けることはできない。それが移民に対するイギリス社会の調和と包摂の姿勢の表れとして描かれていることは、パディントンのパスポート所持の有無をめぐるエピソードにおいて顕然となる。『パディントン フランスへ（原題 *Paddington Abroad*）』でパディントンとブラウン一家はフランス旅行をする。空港へとやってきた一家はパディントンがペルーからの密航者であることを思い出し、パスポートを所持していないのではないかと不安になる。懸念したとおり、出国の際パディントンは検査官に連行されてしまう。このトラブルをめぐる一連の話は、あらためて移民、しかも不法移民としてのパディントン像とイギリス社会との関係を浮き彫りにする。しかしながらここでも調和と包摂の枠組みが働く。パディントンが連れて行かれたのはパスポートの不所持や彼のイギリス滞在の不法性とは何ら関係がなかったことが明らかになる。連行理由は、パディントンが普段から携帯している鞆の中に「なにやら二重底のような厚み」があったことが密輸目的で鞆を所持していると勘違いされ、さらにはパディントンが双眼鏡で何かを眺めていたことや（じつは好奇心から飛行機を眺めていただけであったのだが）、マーメイド・サンドイッチを所持しているなどの「普通の」イギリス人には不可解な行動がみられたためであった。この鞆の「秘密の内ポケット」には、パディントンがイギリスに旅立つ前にルーシー伯母さんが予め用意していたパスポートが入っている。このエピソードによってパディントンのイギリス在住の合法性が作中で確認され、彼はイギリス社会のルールに包摂される存在として位置づけられる。このエピソードは直接的にブラウン一家を安心させるばかりでなく、作者ボンドから読者への間接的なメッセージであると読み取ることもできる。すなわち、これまで曖昧であったパディントンのイギリス在住の合法性が確認されることで、読者の多くが抱いていたであろう彼の社会的不安定さが払拭される逸話として解釈できる。

「暗黒の地ペルー」からの移民であるパディントンはイギリス社会に一時的な混乱を引き起こしても、プロット全体は調和へと導かれるように構成されており、その都度パディントンはブラウン一家、さらにはイギリス社会にとって有益かつ不可欠な存在であることが再確認される。事実、パディントンは英語を流暢に話し、熱心に読み書きをし、イギリスの文化や社会に常に好奇心を抱き、学ぼうとするある種模範的な移民として描かれている。しかも彼はしばしば英語の慣用表現を誤解することで、英語を母語とするイギリス人よりは「一つ下」の語学力を持つ何らかの欠落を抱えた存在として表象されている。それ故彼はイギリス社会の権威に取って代わったり、脅威となったりすることがない。パディントンは所謂弱者に対する寛容のまなざしをもって愛される存在なのである。前述のパディントンが所持する鞆の中に存在する「空白」とそこに入っていたパスポートもまた、移民が有する欠落の象徴とそれを合法性によって埋め合わせるエピソードとして理解されるであろう。移民が生み出す不可解さへの不安・恐怖が、合法性によって裏付けられた安心によって充足され、上書きされる。このことは、シリーズ初期の作品でしばしば他の登場人物（全員イギリス人）によってパディントンの毛皮や被っている帽子が「不潔」と指摘されることとけっして無関係ではない。作が進むにつれて、彼は重要な外出やパーティーに出かける前に自ら積極的に風呂に入って清潔さを心がけるようになる（Grayson）。徐々にではあるが、パディントンがイギリス社会に適応するために自らを変容させていることがうかがえる。それと同時に、彼の一時的に規範から逸脱した行為は、移民としてそしてもちろんクマとしての他者性故に、イギリスの文化・慣習などの特異性を前景化する。しかし、結局のところイギリス社会はそうした自身の特殊性やパディントンの特異性をも受け止める寛容さを示す。

3. 移民がもたらす言語の混淆

ここまでは、従来のパディントン・シリーズ作品の解釈に沿う方向で議論を展開してきたが、それはもっぱら先行研究の確認の意味が強かった。本稿が移民パディントンとイギリス社会の関係で等しく重要だとみなすのは、移民がイギリス社会に変化をもたらす可能性として描かれていると解釈できる点である。パディントンの物語そのものがボンドによる言葉遊びやパディントンによる言葉の誤解という、言うなれば言語とそのコンテクストとしての文化が原動力となって作品の世界観が産み出され、プロットが展開する以上、パディントンが言語の混淆性を通じてもたらす作中の言葉のゆらぎは、そのまま作中世界全体の揺らぎに繋がる。シリーズ全般を通じて起きるドタバタ劇や事件の大半はパディントンの誤解が引き金となっているが、そうした誤解は彼が英語の慣用表現を文字通りに受け取ってしまうことに起因する。これは英語の慣用表現が作中で極めて重要な役割を担っていることの証左であり、作中に見られるパディントンの「クマ」としての特徴がもたらす慣用表現そのものの変化もまた、結果として、言語の特殊性によって作り上げられた作中のイギリス社会全体の可変性を読者に意識させる。

パディントン・シリーズにおける言語の特性を理解するためにはまず、名付けるとすれば「横すべり」と呼べる現象が起こっていることに着目する必要があるだろう。パディントンはしばしば英語の意味を誤解し、それが読者の笑いを誘発する。例えば、「忘れられない日(原題 “A Day to Remember”)」でパディントンは **give someone a ring** という、英語を母語とするイギリス人にとって周知の慣用表現を慣用表現とは認識せずに文字通りに受けとってしまう。同エピソードでパディントンは結婚式の手伝いを任される。結婚式前日に新郎からパディントンに向かって「後でブラウン夫人に電話で連絡する (**give Mrs Brown a ring**)」と話す⁶。その後パディントンは新郎の部屋に招待客リストを取りに行った際に、鏡台に置かれていた指輪交換用に用意された指輪を見つける。前述の表現が慣用表現であることを知らないパディントンはこの状況から「新郎がブラウン夫人に後で指輪を贈る (**give a ring**)」ことだと判断し、新郎の手間を省くためにと新婦用の指輪を持ち帰ってしまう。その結果、指輪交換の際に新郎は渡すべき指輪を所持しておらず、新婦が激怒してあと一歩で破談という危機的状況に陥る。パディントンは英語が四技能とも堪能であるが、イギリス人と文化的コンテクストを共有していないため、しばしばこのような誤解をする。

上記の例のように、シリーズを通して一部の慣用表現に関して、それらがパディントンによって文字通りに受け取られることで意味の横すべりが生じていることが認められる。言葉遊びに代表されるシリーズにおける横すべりを定義するならば、言葉あるいは小説の設定が元来の意味から少しだけ逸脱もしくはスライドすることで元来の意味を含みつつ、新たな意味が獲得されることということができる。横すべりは物語の設定に既に見てとれる⁷。パディントンは「暗黒の地ペルー」出身であり、各作の表紙に書かれている **Classic adventures of the bear from Darkest Peru** というキャッチフレーズが、繰り返しこの設定を読者に再認識させる。「暗黒の地ペルー-Darkest Peru」という言葉は当然、「暗黒の地アフリカ **Darkest Africa**」のように黒人が住む未開のアフリカという意味合いの植民地主義的蔑称を読者に意識させる。代

⁶ 本稿における英語からの日本語訳はすべて著者による。

⁷ 作中の「横すべり」はこうした言葉の誤解に見られる現象にとどまらない。パディントンがしばしば犯すスペルミスや、物語の設定と実際の地名・固有名詞の違いなどにも表れている。例えば、パディントンが彼のシンボルとなるダッフルコートを買いにいくロンドンの有名デパートは **Barkbridges** であるが、そのモデルである **Selfridges** から名前が少し変えられている。その他にもブラウン一家が海水浴に出かける **Brightsea** は **Brighton** からとった名前であり、パディントン御用達の銀行 **Floyds Bank** の名前は 実在する **Lloyds Bank** に由来する。

表的な使用例は、ベルギー国王レオポルド二世の援助のもとアフリカ探検を数度行い、同国王のアフリカ植民地建設に深く関わった H. M. スタンレーの著書 *Through the Darkest Continent* や *In Darkest Africa* などある⁸。つまり、本来は主にアフリカに用いられる言葉 *Darkest* が「横すべり」して、南アメリカに付与される形容詞として用いられている。ボンド自身が明らかにしているように、当初パディントンはアフリカから来たクマという設定にする予定であったという。ペルーに変更された理由は、出版社からアフリカにクマは現存しないとわれ、設定の変更を求められたからである (Reuben)。興味深いことに、そうした事情が暗黒の地の対象がアフリカからペルーへと横すべりすることを引き起こした。結果として、*Darkest* という修飾語は限りなく植民地主義的な含みを読者に意識させながらも、歴史上イギリスの領土的植民地政策とは関わりがなかったペルーが選ばれることになった⁹。おかげでパディントンはイギリスが植民地的負の遺産として認識する必要がない、イギリスの優れた社会・文化を学ぼうとする渡航者の一人という歴史上「安全な」存在へと書き換えられた。シリーズの派生作品であり、パディントンからルーシー伯母さんへ送られた一連の手紙を紹介する書簡体小説『パディントンより愛をこめて (原題 *Love from Paddington*)』では、イギリスの探検家がパディントンの伯母達の住む地を訪れた際にその貧窮した状況を嘆いて基金を設立したこと、そしてそれ故ペルーのクマは今でもイギリスに対して好印象を持っており、ルーシー伯母さんはパディントンの見聞を広めるために英語を教え、イギリスに行かせたと語られている (Bond, *Love from Paddington*)。パディントンがイギリスに来てすぐに英語を使えるという設定は、日頃より伯母に英語を教わり、将来イギリスに行く準備をしてきたことによると説明されている。

パディントン・シリーズにおいて横すべりは文化の混淆を生み出す。植民地主義的主従関係に風穴をあけ、そこからイギリス社会に変化をもたらす可能性を孕んでいる。その可能性の一つに、パディントンの名前がある。パディントン・シリーズの研究者達が指摘してきたように、イギリスにやってきたクマが「パディントン」という名前を与えられることは植民地的な主従関係として理解されうる。例えばアンジェラ・スミスは、同文脈で 18~19 世紀にアメリカやヨーロッパにやって来た移民が入国の際にその国の人々に発音しやすいように移民が自主的に新しい名前で名乗ることがあったという事実にも言及している (Smith)。アフリカからペルーへの地理的横すべりが巧妙に植民地主義を隠す仮面となっていることは前述のとおりであるが、植民地主義の言説的「主人」から名前を貰った移民パディントンは、もらった名前を「イギリス風に正しく」綴ることができない。彼はいつも PADINGTUN (⇔ Paddington) と「誤った」綴りで、しかも大文字で綴る。他の登場人物に綴りの誤りを指摘されても彼は綴りを訂正することはせず、「ぼくはこう綴るんだ *It's how I spell it (italics original)*」と語る。興味深いことに、とりわけ綴りの誤りを指摘するカーリー氏の不寛容さに対して、パディントン同様移民であるグルーバー氏は綴りの誤りにはふれず、パディントンが花火で自分の名前を書いたことに「とても素晴らしいよ Very

⁸ ここでは深くは立ち入らないが、この蔑称をパディントン自身がイノセントに使用していることに、フランツ・ファノンの被植民者の精神的従属を読み込むことは難しくない。彼の著書『黒い肌、白い仮面 (英語題 *Black Skin, White Masks*)』の中でファノンは、被植民者が西洋的観点から自身を眺め、西洋的価値観を自身の尺度としていることの弊害について論じている。

⁹ ただしイギリスは、独立後の 19 世紀南アメリカ諸国市場に経済的影響を及ぼそうとした。産業革命によって成長を続ける国内の綿製品を中心とした製造業の海外市場として、アルゼンチンやブラジルを中心とした南アメリカがターゲットになっただけでなく、イギリス資本の投資先としても注目を集めた。ペルーに関しては 19 世紀半ば以降その投資額や市場規模は前述の二国と比較してわずかな額にとどまったが、それ以前は主にイギリスへの金・銀輸出をより円滑にするための交通網の整備としてイギリス資本による鉄道建設が進められた (外山)。

effective」と行為を賞賛している（「パディントンとボンファイヤーナイト（原題“Paddington and the Bonfire”）」）。

植民地の主人から貰った文化を被征服者が自分の文化に取り込み、ハイブリッドな文化を作り上げることで植民地主義の二項対立に揺らぎをもたらすことは、ホミー・バーバが『文化の場所（原題 *Location of Culture*）』の中で取り上げているインド現地人が聖書を自分達のやり方を使っていた逸話に共通点を見出せる。ポストコロニアル批評にバーバが用いる「ハイブリディティ *hybridity*」という言葉は、彼のおかげで今や重要な文化的概念の一つとなっている。バーバは 1817 年のデリー郊外の事件に文化の混淆を見出す。インド人たちがヒンドゥー語訳の聖書を用いつつも、その本は肉食をする「彼らの」聖書ではないと主張して西洋の経典をハイブリッド化していた。この逸話にバーバは文化の混交が植民地主義的な西洋と非西洋の二項対立を揺るがす「中間的存在 *inbetween-ness*」すなわち「第三の空間 *Third Space*」となる可能性を読み取る（Bhabha）。パディントンの名前の綴りの「誤り」——それは彼にとってフォネティックな現実であり、しかも大文字で綴るところに強い自己の存在の主張を読み取ることができる——そして彼が独自に綴った名前を頑なに継続使用することにより、「誤って」綴られた名前は植民地的言説に回収されることのないイギリス社会における異分子の存在を意識させる記号となる。

加えて、パディントンの存在は作中の英語慣用表現さえも変化させる。英語には *hand* や *foot* などの手足に関する単語を用いた慣用表現が多数存在するが、こうした慣用表現が原作で使用される時、*paw* を持つクマのパディントンの存在に影響されて、しばしば *hand* や *foot* などの代わりに *paw* が用いられる。例えば作中で以下のような例が見られる。

・パディントンはグルーバー氏に会うがいつもの楽しみで、ときに店まわりの手伝いをした (*lent a paw*)。
 (“Paddington Makes a Bid”)

[原文“Paddington always looked forward to seeing Mr Gruber and he often **lent a paw** around the shop.”]

・「あらまあ」ジュディは言った。「でも、幸運を祈るポーズをしてみてください (*keep your paws crossed*)。そんな感じ！」 (“Paddington and ‘the Old Master’”)

[原文 “‘Oh dear,’ said Judy. ‘Well, **keep your paws crossed**. This is it!’”]

・「そりゃまあ」カーリー氏は賞賛しつつも、分かっているかのような口ぶりで言った。「万事上手く (*sleight of paw*) やれたわけだが。でもクマにしては上出来だがね。」 (“A Disappearing Trick”)

[原文 “‘Of course,’ said Mr Curry, knowledgeably, above the applause, ‘it’s all done by the **sleight of paw**. But very good though, for a bear.’”]

・「ねえ」車に乗り込みながら、バード夫人は言った。「あのクマは何かたくらんでいる (*has something up his paw*) ような気がするね」

[原文 “‘You know’ said Mrs Bird, as she stepped into the car, ‘I have a feeling that bear **has something up his paw**.’”]

上記の四つの例ではいずれも英語の慣用表現がそれぞれ、*lend a hand*（手を貸す）の *hand* が *paw* に、*keep*

one's fingers crossed（幸運を祈る）の fingers が paws に、sleight of hand（手品で、巧妙に）の hand が paw に、have something up one's sleeve（たくらみごとをする）の sleeve が paw に変化している。言語への影響はパディントンに直接関係する描写にとどまらず、人間の登場人物に関する描写に用いられるときにも同様の表現の変化がみられる。パディントンは英語を受け身的に学ぶのではなく、人間社会におけるクマという異質な存在として作中の慣用表現に人間とクマの混淆性をもたらすことで英語の新たな可能性を示す。

以上のように、パディントン・シリーズには調和と包摂の枠組みを持つイギリス社会とそれに適応するべく変化を求められる移民像が描かれている一方で、逆説的に文化の混淆がもたらす、言語に象徴されるイギリス社会の変化の可能性が示唆されている。こうした両者の相関性をイギリス社会のリベラリズムが抱える寛容と強制の原理が抱える矛盾と解釈する批評家もいる（Grayson）。また、イギリス社会とパディントンの関係の非対称性に着目する研究者は、パディントンは英語とイギリス文化を積極的に学ぼうとしているが、イギリス人の登場人物はパディントンの過去に興味を示すことがなく、言語学習が一方通行であるとも指摘する（Smith）。しかしながらこうした解釈は、主体を移民を受け入れる側、つまりイギリス社会として認識しており、移民が創造する文化や移民がもたらす変化にかならずしも目を向けていない。パディントン・シリーズはイギリス社会の一員であることに自己同一化する読者にとっての理想像を提供する作品であると同時に、移民が持つ創造力がイギリス社会自体の変容を促していることが示唆されていることも見逃してはならない。

4. 2008年以降のシリーズ作品に見られる、移民社会イギリス

パディントン・シリーズは1979年の第11作を最後に、第1作出版50周年記念としてシリーズが再開された2008年の第12作出版までの約30年間、シリーズ作品の出版がない時期があった。もっとも、この間1979年から度々放送されたテレビシリーズや1972年からの絵本版（各版一話収録）の出版などパディントンの物語の出版自体は継続しており、また、ボンド自身はパディントン・シリーズ以外の作品は執筆していた。この期間を経たことが直接の原因かどうかを明確に示す資料は見つかっていないが、興味深いことに絵本版や2008年以降のシリーズには、それまでのシリーズ作品には見られなかったイギリス社会の人種の多様化を反映したプロットや挿絵が見てとれる。

これまで本稿ではシリーズ作品が示唆するイギリス社会の可変性について論じてきた。それは可能性である以上、本来未来形で語られる事柄であり、シリーズ作品を通じて作り上げられた虚構世界内の出来事であった。それに対して本稿の議論の最後としてここからは、私達読者の現実世界に起こってきたイギリス社会の変化の表象についてふれたい。

シリーズ第12作にあたる『パディントンのどろぼう退治（原題 *Paddington Hear and Now*）』にはパディントン・シリーズにおける移民表象に関して注目すべき話が含まれている。このエピソードでパディントンは移民の現状を調査する調査員と出会い、会話する。お決まりの様にパディントンは調査員の質問を誤解して回答し、結果として調査員もパディントンをイギリスにおける恵まれない移民と勘違いする。このエピソードが収められたシリーズ作以前にも1968年出版のシリーズ第8作にポーランドから仕事でイギリスに来ている料理人が登場するエピソードが収められているが（「待てば海路の日和あり（原題“Everything Comes to Those Who Wait”）」）、ECあるいはEU諸国からの移民の現状についてきわめて

直接的に描き出しているのは前述のエピソード以外に存在しない。このエピソードで調査員はブラウン一家の庭にいたパディントンに気づき、街頭インタビューを開始する。調査目的はもし社会的に不当に扱われている移民が見つかった場合には報告し、現状改善のための支援をおこなうことである。パディントンに出身地を尋ねた調査員は以下のような発言をする。

「暗黒の地ペルーだって？」男（＝調査員）はパディントンの言葉を繰り返した。「仕事でやってくるブルガリア人やポーランド人には何人も会ったことがあるが [中略] 暗黒の地ペルーというのは項目欄に入っていない場所だな。」

[原文: “Darkest Peru?” repeated the man. “I’ve come across a good many Bulgarians and Poles coming over here to work [...] There isn’t a box I can tick.”]

それ以前のシリーズ作品が多文化主義国家イギリスを描くことがなかったのに対して、このエピソードは近年のイギリスへの EU 諸国からの移民、特に東欧からの移民に関する現実を直接的に扱っている。とはいえ一つ留意しなければならないのは、このエピソードに実際に登場する移民は主人公であるパディントンを除けば一人もいない。ブルガリア人やポーランド人といった移民はあくまで調査員の話の中でのみ登場し、彼らが作品に登場してパディントンの作品世界を揺るがすことは認められていない。この点に限れば、従来のシリーズに見られたとおりの包摂と内包の枠組みに守られた、白人が権威として君臨する伝統的イギリス社会が描かれているといえる。事実、調査員が恵まれない移民に手を差し伸べる機関から派遣された人物であるという点は重要である。なぜなら、そこには移民を権威的に立場上擁護する従来の社会構造が維持されていることが認められるからである。しかしながら、従来のシリーズとの相違点はたしかに存在する。調査員が「何人も会ったことがある」と語っているように、イギリスの現状に呼応するべく、作中のイギリスにもたしかに移民の波が押し寄せていることが伺える。

パディントンの話で移民がイギリス社会の権威の一員として描かれるようになったのは、著者の知るかぎりでは意外にも挿絵が最初である。図 1 は 2014 年に出版された絵本版『パディントン作品集（原題 *Favourite Paddington Stories*）』に収録されている「パディントンのにわづくり（原題“Paddington in the Garden”）」に用いられている挿絵であるが（エピソード自体は 2002 年版の再収録）、このエピソードでパディントンはガーデニング・コンテストに参加する。図は審査員達がパディントンが設計した庭を審査している一場面を描いたものであるが、手前で中腰になっている帽子を被った男性は褐色の肌に黄色の髭を生やしており、おそらくインドもしくはパキスタン系移民あるいはその子孫であることが推測できる。他の白人審査員に混じって「権威」として移民がパディントンの話に登場するようになったことは、もはや移民がイギリス社会において権威によって承認される必然性が失われ、社会に根付く権威の一部になったことを裏付ける。

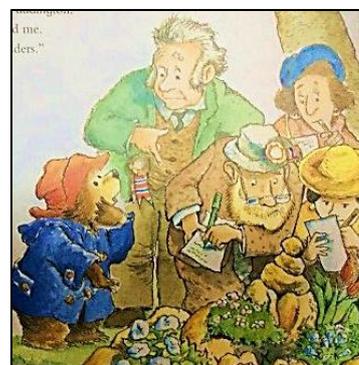


図 1: “Paddington in the Garden”
より © R. W. Alley 2002



図 2: “Parking Problems”より
© R. W. Alley 2008

さらに絵本版は権威云々を問わず、より純粋に他文化社会イギリスを描き出す。図2は2008年出版のシリーズ第12作から抜粋した挿絵であるが、パディントンを取り囲む人々はいずれも白人であることがわかる。シリーズ作品が2008年の再開後も一貫して非白人系人物を描くことはなかったのに対し、図3は前出の2014年に出版された同絵本版に収録されている「パディントン、カーニバルに行く（原題“Paddington at the Carnival”）」に用いられている挿絵であるが（同エピソードの初版は1997年の絵本版）、図内の左端に描かれている母と娘親子、そして図中央よりやや右上の露店の女性店員はその外見から、カリブ系もしくはアフリカ系の移民あるいはその子孫である可能性が大きい。社会的要請を受けて人種に配慮した登場人物設定や描写をおこなうことは近年多民族国家ではなかば当然となっているが、近年のパディントン作品もおそらくこの例外ではなく、現実あるいは理想化された現実としての多民族社会をその作中に刻印する。長年パディントン・シリーズのイラストを担当したペギー・フォートナムの後任として1997年からイラストを担当したR. W. アリーは、インタビューでパディントン駅改修に伴い駅構内が所々様変わりしたため、作品の改訂版では実際の駅の変化に合わせて挿絵も写実主義的な変更をおこなったことにふれ、さらに以下のように述べている。

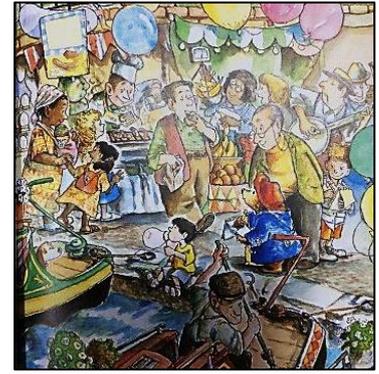


図3: “Paddington at the Carnival”
より © R. W. Alley 1997

パディントンは年をとることはないが、作中の世界はたえず現実を反映したアップデートをおこなっている。[中略] パディントンはアウトサイダーである故に、全作品に共通する一番の原動力なんだ。(Alley)

[原文: he[Paddington Bear] does not age but the world is updated constantly through the books [...]. Paddington Bear being the outsider is the main motivation for all of his adventures.]

アリーは従来通りにパディントンの移民としての他者性を再確認する一方で、挿絵を含めた作中世界が現実の変化に対応していることを語っている。イラスト担当者がアリーに変更されたことで何らかの編集方針の変更があったことを裏付ける資料は確認されていないが、それが出版社側からの意向にせよ、作者ボンドの方針転換であったにせよ、1990年代以降の作品が人種・文化の側面から現実のイギリス社会の変化を反映、もしくはイギリス社会の理想像を提示していることは明白である。

おわりに

従来のパディントン研究はパディントンをイギリス社会への適応を余儀なくされる「動」的存在ととらえ、焦点を当ててきた一方で、ブラウン一家のような中産階級に代表されるイギリス社会を変化のない「静」の社会とみなしてきた。イギリス社会は戦前のノスタルジアを喚起する古き良き想像の共同体として描かれ、対照的にパディントンはイギリス文化に戸惑い、トラブルを引き起こしながらも適応していく存在であると理解されてきた。彼の戸惑いはイギリス社会の特殊性を可視化する「他者」としても機能している。移民はそもそも場所から場所へと移動する存在であり、程度の差はあれ、移住先の社会の規範や慣習の影響を受けるのが一般的である。従来の作品解釈に見られる分析傾向は、移民にまつ

わるこうした性質の一側面を意識した解釈といえるのかもしれない。本稿もその点は否定しない。作者ボンドにとっての理想像として描かれているイギリス社会は（Bond, “Michael Bond: ‘Paddington Stands Up for Things’”）調和と包摂の枠組みと呼びうる特徴を有しており、移民パディントンが引き起こすトラブルをイギリス社会の権威が調和に導き、とりわけ 2008 年以前のシリーズ作品では社会自体が変化していく姿は直接的には描かれていない。

しかしながら、この解釈はパディントンの物語がイギリス社会の可変性を示していることを説明しきれていない。パディントンがもたらす言葉の揺らぎが象徴する文化の混淆は（考えてみれば、パディントンはクマと人間のハイブリッド的存在でもある）、従来のイギリス社会にとっての異分子（e.g. 新しい英語の綴り、文字通りに受け取られた英語の慣用表現とその変化、他者性）として移民先の土地に変化をもたらす。例えば、「パディントン大金を手に入れる（原題“Paddington Hits the Jackpot”）」でパディントンがテレビのクイズ番組に解答者として出場したとき、彼の「クマ特有の思考法によって導き出される解答」は出題者の盲点を突き、スタジオにいた観客からの支持を得る。出題者はこれを別解として認めざるを得なくなる。

1990 年代以降の作品は時代の要請に応えるべくして、多民族国家イギリスの現実をプロットと挿絵の両方で描くようになった。パディントンがもたらす英語の揺らぎが変化を求められるイギリス社会の可変性を表象しているとすれば、90 年代以降の作品はイギリス社会に実際に変化が起きた結果を映し出している。こうした時代の変化を後期の作品がある程度現実に忠実に描き出すようになったからこそ、反対に初期の作品が執筆当時のイギリス、とりわけ戦後イギリスの移民の歴史を忠実に描き出していないことが浮き彫りになる点も指摘しておきたい。1958 年当時、ボンドの自宅からそう離れていないノッティングヒルで暴動が起きていた同時期に、彼の作品はイギリス社会に順応していく移民パディントンと、ブラウン一家に代表される彼を温かく受け入れるイギリス社会を描き出している（*Hunt & Sands*）。言うなれば、初期の作品は主題的に移民に関してこれ程にも思考の糧を提供してくれるにもかかわらず、作中世界は不思議なほど、ボンド自身が理想とする戦前の伝統的なイギリス人家庭内の調和（の回復）や幸福感で溢れている。その謎めいた矛盾は実に興味深く、今後さらに検討するに値するであろう。

参考文献

- Alley, R. W. Interview with R. W. Alley, “Paddington Bear Artist R.W. Alley Finds ‘He Is Real to Me’ after 20 Years.” Interview with Anne-Gerard Flynn. *Mass Live*, 5 Apr. 2018.
https://www.masslive.com/entertainment/index.ssf/2018/04/paddington_bear_illustrator_says_he_is_real_to_me. Accessed 20 Jul. 2018.
- Bhabha, Homi. *Location of Culture*. Routledge, 1994.
- Blount, Margaret. *Animal Land: The Creatures of Children’s Fiction*. Hutchinson, 1974.
- Bond, Michael. *Favourite Paddington Stories*. HarperCollins, 2014.
- . *Love from Paddington*. HarperCollins, 2014.
- . “Michael Bond: ‘Paddington Stands Up for Things, He’s Not Afraid of Going to the Top and Giving Them a Hard Stare.’” Interview with Michelle Pauli. *Guardian*, 28 Nov. 2014.
www.theguardian.com/books/2014/nov/28/michael-bond-author-paddington-bear-interview-books-television-film. Accessed 20 Feb. 2018.

- . “Michael Bond’s Last Major Interview: ‘Paddington Bear Is Real and I Hope He Comes with Me When I Die.’” Interview with Emily Retter. *Mirror*, 28 Jun. 2017.
www.mirror.co.uk/news/uk-news/paddington-very-real-person-michael-10245066. Accessed 21 Feb. 2018.
- . *Paddington Complete Novels*. Kindle ed., HarperCollins, 2013.
- “British Train Named after Paddington and Michael Bond,” 1 Mar. 2018.
<https://www.paddington.com/global/news/british-train-named-after-paddington-and-michael-bond/>. Accessed 10 Mar. 2018.
- Burke, L. Carolyn, and Joby G. Copenhaver. “Animals as People in Children’s Literature.” *Language Arts* (2004). 81.3: 205-13.
- Byron, Margaret. *Post-War Caribbean Migration to Britain: The Unfinished Cycle*. Avebury, 1994.
- ファノン, フランツ. 『黒い皮膚、白い仮面』. 海老坂武, 加藤晴久訳. 原題 *Peau Noire, Masques Blancs*. みすず書房. 1998 年.
- 福本由紀子. 「Paddington Bear 物語における marmalade の意味」. *Mukogawa Literary Review* (2013). 50: 1-19.
- Goulbourne, Harry, and Mary Chamberlain, eds. *Caribbean Families in Britain and the Trans-Atlantic World*. Warwick U Caribbean Studies. Macmillan, 2001.
- Grayson, Kyle. “How to Read Paddington Bear: Liberalism and the Foreign Subject in *A Bear Called Paddington*.” *British Journal of Politics and International Relations* (2013). 15.3: 378-93.
- Hunt, Peter, and Karen Sands. “The View from the Center: British Empire and Post-Empire Children’s Literature.” *Voices of the Other: Children’s Literature and the Postcolonial Context*. Ed. by Roderick McGillis. Routledge, 2000: 39-52.
- Lee, Trevor R. *Race and Residence: The Concentration and Dispersal of Immigrants in London*. Clarendon P, 1977.
- Lin, Qing. “Winnie-the-Pooh and Paddington Bear: Two Bears in the 20th Century English Literature for Children.” *Otsuna Review* (2011). 44: 109-18. [MA dissertation].
- Newman, Anne Royall. “Images of the Bear in Children’s Literature.” *Children’s Literature in Education* (1987). 18.3: 131-38.
- Peach, Ceri. *West Indian Migration to Britain: A Social Geography*. Oxford UP, 1968.
- Shepard, Paul. *The Others: How Animals Made Us Human*. Kindle ed., Island P, 1997.
- Reuben, Susan. “Paddington Bear: His Secret Jewish Heritage.” *Jewish Chronicle*, 29 Jun. 2017.
www.thejc.com/comment/comment/paddington-bear-his-secret-jewish-heritage-1.440729. Accessed 6 Mar. 2018.
- Smith, Angela. “Paddington Bear: A Case Study of Immigration and Otherness.” *Children’s Literature in Education* (2006). 37.1: 30-50.
- 外山忠. 「ラテン・アメリカ市場への英・米の進出：1820年代から第1次大戦前まで」. 『北海道大学 経済学研究』. 1974年. 24(2): 235-92.
- Topping, Alexandra. “Windrush Service Celebrates Generation’s Contribution to Britain.” *Guardian*, 22 Jun. 2018.
www.theguardian.com/uk-news/2018/jun/22/windrush-service-celebrates-generations-contribution-to-britain. Accessed 10 Jul. 2018.

Vogl, Sonia. "Animals and Anthropomorphism in Children's Literature." *Wisconsin Academy of Sciences, Arts and Letters* (1982). 70: 68-72.

Wambu, Onyekachi, ed. *Empire Windrush: Fifty Years of Writing about Black Britain*. Victor Gollancz, 1998.

Is It the Immigrants or the British Society That Undergoes Transformation in the Paddington Bear Book Series?

JA Kusaka

The focus of this paper is on the British society depicted in Michael Bond's worldly famous children's stories and on the relationship between the society and Paddington, the protagonist of these stories and an immigrant from "Darkest Peru." This paper argues that the Paddington Bear book series not only depicts possible transformation of the British society through its contact with immigrants coming to the U.K., but also reflects the UK's actual demographic transformation as a result of having received immigration during the post-war period. Studies on the series have generally understood that the British society in the series is described as static and unchanging and have primarily discussed how the immigrant from Darkest Peru adapts himself to the culture of the new host country. While there is certainly what can be dubbed as "a framework of harmony and inclusion" operating in the plots, which allows the troubles that Paddington causes to be eventually accepted within the morality of the British society, this paper shows that the linguistic hybridity brought about by Paddington's otherness to the text of the series makes a metaphor for a possible transformation of the whole society. Referring to the more recent series after 2008 and the picture book versions, this study also shows that, unlike the older series, apparently some of the storylines and pictures of the more recent books attempt to meet the social demand for depicting racial diversity.

資 史 料 紹 介

・

新 刊 紹 介

史資料紹介：『旧時代のフランスと革命における 国家統一と連邦主義』（1928/1989）

水野（角田）延之・森下 嘉之・春山 雄紀

はじめに

本稿は、ワイマール共和国期のドイツ人女性史家ヘドヴィツヒ・ヒンツェ (Hedwig Hintze, 1884～1942) の代表作である、『旧時代のフランスと革命における国家統一と連邦主義』 (*Staatseinheit und Föderalismus im alten Frankreich und in der Revolution*, 1928/1989) の内容を紹介するものである¹。

フランスの革命史家ギヨムー (Jacques Guilhaumou, 1948～) は、イタリア人の歴史家デ・フランチェスコ (Antonino De Francesco, 1954～) の 1992 年の著書『頭の無い体制』(原題: *Il governo senza testa. Movimento democratico e federalismo nella Francia rivoluzionaria, 1789-1795*) を書評した際、この書をヒンツェの上記の書以来の総論として高く評価した²。本稿で取り扱うヒンツェの著作が公表されたのはワイマール共和国期であるが、ギヨムーの発言から窺えることは、同著の質は 20 世紀の後半になっても価値あるものとされているということである。

ヒンツェの本作は、フランス史を調査・研究することを通じて、国民（国家）、中央集権（主義）、連合・連邦（主義）、そして自由主義の問題を考究することを目的とするものである。フランス史の問題であるため、上記の問題に関しては、当然フランスにおいて既に先行研究があった。総論として代表的なものには、アンリ・ヴァロン (Henri Wallon, 1812～1904) の『5月31日の革命と1793年の連邦主義』 (*La Révolution du 31 mai et le fédéralisme en 1793*, 2 vol, 1886) がある。これは、1793年春以降にフランスの諸地方がパリに対して起こした、いわゆる「連邦主義者の反乱」について、一地域に限定することのない包括的な研究を行った最初の著作である。だがこの著書は、ジロンド派の国民公会からの追放（後述）を非難し、独裁であるとしてパリ・コミューンの存在に異議を唱え、諸地方による反乱を正当化するなど、ヴァロンの主観が強く出ているものであり、必ずしも学術的な研究とは言えないものであった。そのため、ヒンツェの著書は一ヴァロンの著書に内在している難点を克服し得ているかどうかはともかく一同テーマを扱ったものの中では最初の学術的な総合研究であったと言えるものである。

しかしヒンツェの本作は長い間、歴史学界からは忘却されていた。20世紀末以降現在に至るまでには、やや状況が変わってきてはいる³。フランス革命を重要な柱とした、連邦主義と中央集権の考察は、定期

¹ Hedwig Hintze, *Staatseinheit und Föderalismus im alten Frankreich und in der Revolution*, Suhrkamp Verlag, 1989.

² J. Guilhaumou, 1993. Comptes rendus : Antonino D. Francesco, **Il governo senza testa. Movimento democratico e federalismo nella Francia rivoluzionaria, 1789-1795**, Morano Editore, Naples, 1992, 460 p. *Annales historiques de la Révolution française*, 292 : 325-326.

³ 例えば、ストラスブール大学から出版されている学術誌における以下のオリヴィエ・ボーの研究を参照。O. Beaud, 1999. Fédéralisme et fédération en France. Histoire d'un concept impossible? *Annales de la Faculté de droit de*

的にフランスを含む欧米の歴史学界で浮上する研究視角である。直近では、同テーマの国際学会が開催され、2018年に入ってそれらの諸報告は一冊の著書にまとめられた⁴。また、ヒンツェにとって自由主義の問題も等しく重要なものであったが、今日では、「フランスにおける自由主義」を考察することが社会思想史的にも推進されている⁵。以上を考えると、ヒンツェの本作には今一度、光が当てられるべきであると言えるだろう。そのため本稿は、上述のような今日的文脈の中で、ヒンツェの代表作を紹介することを目的とするものである。

ヒンツェの本作が最初に出たのは1928年だが、1989年に新版が出た。本稿が用いるのはこちらの新版である。本稿の構成は以下の通りである。最初に、ドイツの歴史家ロルフ・ライヒャルト (Rolf Reichardt, 1940～) による、「新版のための前書き」を紹介する。次にヒンツェ自身による本作の「導入」に触れ、それから本作のメインの部分を簡単に見ていく。そして最後にヒンツェ自身による「まとめ」の内容を見る。なお、「導入」の前にわずかな「序文」が付いているが、技術的な内容のため、本稿では割愛した。また、本来であれば、ヒンツェにとっての自由主義および連邦主義についても学術的に定義をしておくべきであるが、本稿ではその点に十分に言及することができなかった。今後の課題としたい。

本稿は共著である。執筆分担は以下の通りである。「はじめに」、ライヒャルトによる「前書き」、ヒンツェによる「導入」、メイン部分の第11章から第16章第3節、そしてヒンツェによる「まとめ」を水野が、メイン部分の第1章から第10章までを森下が、第16章第4節から第18章までを春山が担当している。全体のドイツ語の読み合わせ、訳の確認は全員で行ったが、特に森下と春山に負うところが大きい。執筆者の立場を代表するというわけではないが、この場で水野から感謝を申し上げたい。

1. ライヒャルトによる新版のための前書き (V-XX 頁)

まず、ライヒャルトの新版のための前書きより、ヒンツェおよびヒンツェの本作の意義を見ていきたい。

前書きの第1節「フランス革命史についてのある標準的な研究」において、ライヒャルトは述べる。ヒンツェの一次史料による研究の白眉でありハイライトは、フランス革命の危機の時期と、その際の意思決定の状況である、と。共和2年(1793年から1794年)にかけてのフランスは、周囲の国々と戦争状態にあり、内部では諸々の反乱が起きていた。だが彼は、ヒンツェは権力闘争の勝利者であったジャコ

Strasbourg, Nouvelle Série, n°3, 7-82. この論稿でボーは、スイスの連合について研究した以下の報告より、ヒンツェの本作の評価を借り受けている。G. Andrey, 1995. *La Confédération suisse et le fédéralisme français (1789-1793)*. in : *Les fédéralismes. Réalités et représentations. 1789-1874*. Colloque de l'UMR TELEMME, Centre méridional d'Histoire, Publications de l'Université de Provence. ボーはこの報告集の存在を先述のギョムーにより知ったようである。また新しいところでは、近現代ドイツ・オーストリア史におけるフランス革命の歴史オグラフィーを調査した以下の著書がある。J-N. Ducange, 2012. *La Révolution française et la social-démocratie. Transmissions et usages politiques de l'histoire en Allemagne et Autriche (1889-1934)*, Presses universitaires de Rennes.

⁴ フランス圏・ドイツ圏・イタリア圏を主な領域として、フランス革命から今日までの中央集権および連邦主義について議論する国際学会。2016年1月28日および29日にフランス・ルーアンのノルマンディー大学で開催された。Centralisation et fédéralisme. Les modèles et leur circulation dans l'espace européen francophone, germanophone et italoophone. Colloque organisé par Michel Biard, Jean-Numa Ducange et Jean-Yves Frégné. Rouen, 28-29 janvier 2016. <https://ser.hypotheses.org/1386>

この学会での報告は、後に以下の著書にまとめられた。M. Biard, J-N. Ducange, J-Y. Frégné éd., 2018. *Centralisation et fédéralisme*. Presses universitaires de Rouen et du Havre.

⁵ このテーマについては数多くの文献があるが、ここでは代表的なものとして以下を挙げておきたい。安藤隆穂 (2009) 『フランス自由主義の成立』名古屋大学出版会。

バン派（モンターニュ派）の立場にその描写を限定せず、歴史のオルタナティブとして、敗れたジロンド派の立場も考慮しているという。ヒンツェが本作を通じて考察するのは、フランスは中央集権化されているのか、連合的(連邦的)なのか、パリの官僚制によって上から維持されるべきなのか、それとも自ら責任を負う地方そして地域の人々の代表によって下から維持されるべきなのか、という問題である。彼女は政治社会組織と、意思の形成、について追求している。それらはフランス革命におけるジャコバン独裁によって決定的に中央集権化されており、そのルーツは革命前の旧体制であるアンシャン＝レژیームにある。そしてそれが歴史的に展開して、ナポレオンの治世に通じるのである。

ライヒャルトは、ヒンツェの本作の本質は、誤解されてきたという。彼女の作品が世に現れた時に、フランスにはかの有名な革命史家アルベール・マティエ（Albert Mathiez, 1874～1932）がいた。マティエはヒンツェの本作を『フランス革命史年報』において書評したが、内容は酷評といってよいものだった⁶。この点についてライヒャルトは、マティエはヒンツェの本作の真のテーマを誤解していたし、その外貌を誤って表象したのだという。ライヒャルトは具体的なことを書いていないため、現段階では彼の言う誤解の意味は分からない。なお、ヒンツェについての近年の研究によれば、マティエによる批判は大意で以下の通りである（マティエの書評は筆者も確認した）。ヒンツェの著書は、「ドイツにおける連邦主義」という、彼女自身の政治的目的の中に置かれており、「連邦主義」という語が時代を無視して使用されている⁷。ライヒャルト自身は、本作を執筆した際のヒンツェの立場を以下のように整理している。ヒンツェは、第一次世界大戦の際、奇怪と彼女が判断するところの国民国家の批判者として、ドイツにおける民主主義的な伝統に依拠して、自由主義的左翼の共和主義者であったフーゴ・プロイス（Hugo Preuß, 1860～1925）の自治思想への熱狂者として、フランスにおける地域の再生運動の熱心な観察者として、そしてドイツ帝国及びその諸邦、行政、政治秩序のより良い内的構成の積極的な擁護者として、ワイマール憲法の改正についての同時代の政治的な議論から、本作の基本概念を引き出している。彼女は自身の基本概念を、狭義ではいかなる「連邦主義（ヒンツェの言葉では *Föderalismus*）」も知らなかった、過去のフランスへと繋いだ。このような姿勢はマティエが書評で批判したものではあるが、ライヒャルトは本作を高く評価する。彼にとって本作は、近年の詳細な諸研究によって補足されることはあるかもしれないが、その基調は今なお妥当で、越えられないものである。

ライヒャルトは本作の内容を簡単に整理している。それについては後述するため、深く追うことはしないが、要約すれば、ヒンツェは、アンシャン＝レژیームのフランスについて、中央集権的な権威と、地域的で共同体的な諸構造によるその相対化という、二重性から話を始め、それがフランス革命期にも継続しているとする。ヒンツェの調査は、アンシャン＝レژیームとフランス革命の隠れた繋がりを明らかにしたものである。ヒンツェの本作でよく描けているのは、1790年7月14日の国民的祭典である「全国連盟祭」にまで至る革命史の部分である。1789年から1790年にかけて、県と市の設置を中心とする多くの施策が、革命以前の国家に対する対抗的立場と改革運動を引き継ぎ、補完した。この時期ほどフランスの諸地方と諸市が自由で独立している光景は、近現代史ではあまり見られないという。『第三身分とは何か』を著したシエース（Emmanuel-Joseph Sieyès, 1748～1836）は革命初期の有名な人物であるが、連邦主義という点から革命史を見る際には、中央集権主義者としてあまり良い認識をされることがない。だがヒンツェによれば、1790年の第一回全国連盟祭までの時期における地域をベースとした国民的熱狂は、

⁶ A. Mathiez, 1928. Edwig[sic] Hintze, Staatseinheit und Föderalismus im alten Frankreich und in der Revolution. *Annales historiques de la Révolution française*, 577-588.

⁷ Ducange, *Op. Cit.*, p. 288.

シエースの国民概念と矛盾するものではなかったという。それはつまり、連盟の運動は統一を望む運動であり、国民統一と矛盾はしていないという意味である。かくしてライヒャルトのまとめるところ、フランス革命は、絶対主義的中央集権国家への一撃として、まず地域および市の自治を大いに解放し、民主主義的な主導と下からの政治的正統性を発動したのである。だがこのような歴史のオルタナティヴは長続きせず、革命の急進化とジャコバン主義の台頭によって説明される上からの中央集権的統治という競合的な対抗概念が勝利した。権力闘争に一時期勝利したジャコバン派（モンターニュ派）と、その革命政府は、絶対主義がそれまでになしえた以上の国民的統一へとフランスを押しやった。そして中央集権および国民的同一化は、ジャコバン独裁後の体制によっても継続された。それはフランスの永久の問題として残っているのである。

ライヒャルトは続いて、第2節「不当に忘却されたドイツの革命史家」において、近現代史におけるヘドヴィツヒ・ヒンツェの研究の意義をまとめている。ライヒャルトによれば、ヒンツェの分析の質の高さは当初から議論の余地がなかった。彼女はこの作品をハビリタチオン論文として1928年にベルリン大学に提出した。これは同時代の憲法史家フリッツ・ハルトゥング（Fritz Hartung, 1883～1967）などから高い評価を得ていた。にもかかわらず、彼女の業績は国内外で忘却された。ライヒャルトは言う。近年でさえも、フランス革命についての研究文献はヒンツェの本作にほとんど触れずに事足りりとしている、と。ライヒャルトは、このような忘却の理由を、彼女の人生記および史学史的な位置から説明しようとする。以下では、その説明から、ヒンツェ自身の情報を見ていきたい。

1884年2月6日、彼女はミュンヘンの銀行家の娘として生まれた。彼女はユダヤ系の家庭の出身であったが、エヴァンジェリスト派として育てられた。17歳の時に既に、彼女は国家認定のフランス語教師であった。彼女は講義とセミナーをする客員講師として、そしてミュンヘンのレッシング・エディションの助手として大学に招かれた（1904年から1907年）。その後彼女はベルリンへと向かった。そして26歳でベルリン大学に入学する。彼女の指導教官の中には、グスタフ・シュモラー（Gustav von Schmoller, 1838～1917）、エルンスト・トレルチ（Ernst Troeltsch, 1865～1923）、フリードリヒ・マイネッケ（Friedrich Meinecke, 1862～1954）そしてオットー・ヒンツェ（Otto Hintze, 1861～1940）がいた。オットー・ヒンツェはプロイセンの研究者であり、社会学的な見地から歴史を見ることのパイオニアであった。その作品は邦訳も出ているため、日本でも有名である。オットーの指導の下で、ヘドヴィツヒは過去のフランスにおける中央集権主義と地域主義の問題に初めて出会った。ほどなくして彼女は、23歳年上のこの男性と結婚した。

ヘドヴィツヒ・ヒンツェは1923年に論文をまとめた。マイネッケは最高の評価でそれを受け入れた。この博士論文こそ、本作の最初のバージョンである。ハビリタチオンの完成は1928年10月16日であった。それから彼女は、ベルリン大学の講師として自身のキャリアを開始した。

しかし、ヒンツェのキャリアはナチスのユダヤ人追放によってストップした。彼女はユダヤ人であるということで1933年の9月2日に大学の仕事から解雇された。その時彼女は外国で自身の職業を続けようと試みた。そしてフランス・ヴァンセンヌの国際文献センターで研究者として、1936年まで働いた。だが、ドイツのナチ当局が、彼女にパスポートの発行を拒否したため、パーマネントな仕事は得られなかった。いわゆる「水晶の夜」のたった一年後、彼女はついに、家事手伝いとしてオランダに亡命することになった。夫のオットーは1940年に亡くなった。ヘドヴィツヒ・ヒンツェの方には、1941年にニューヨークのある学校(New School for Social History)で歴史学の助教授をするよう連絡があったが遅かった。

それはドイツ軍のオランダ占領以後のことであり、彼女は出国できなかったのである。そして彼女は 1942 年 7 月 19 日、ユトレヒトで自ら命を絶った。

ライヒャルトは言う。彼女の死により、ワイマール共和国期のフランス革命史研究への、ドイツの研究者の傑出した個性は、十分に発揮されないこととなってしまった。おそらくは、どのドイツの歴史家も彼女以上にフランス革命の問題や研究について、深く、総合的な活躍はしなかった。ヒンツェはフランス革命期の女性についての問題も掘り下げていた他、フランス革命の社会経済的な研究に概念史を持ち込んだ。また、1923 年、ドイツのドゥンカー&フンブロット社が、ソルボンヌにおけるフランス革命史講座の初代座長であったアルフォンス・オラール (François Victor Alphonse Aulard, 1849~1928) の著書を出版することを決めた時、ヒンツェは翻訳の監督をした。これはヒンツェにとって、国際連盟や、オラールの「ヨーロッパ合衆国」という理想へのコミットメントでもあった。当時のドイツの歴史学界はワイマール共和国の保守階級が主であった。そのため、ヒンツェのような左派自由主義的立場は大なる挑戦であった。ワイマール共和国の歴史家たちのフランス革命観はまだ多くが、フランス革命を恐ろしいものとして描くイポリット・テーヌ (Hippolyte Adolphe Taine, 1828~1893) というフランスの作家に影響されていたのである。オーストリア人ではあるが、この時期の保守的な立場を代表する歴史家に、ハインリヒ・リッター・フォン・ズービック (Heinrich Ritter von Srbik, 1878~1951) がいる。この人物はオラールを批判し、フランス革命を理想とする見方には強い制約がかかるとした。そしてメッテルニヒ (Klemens von Metternich, 1773~1859) の主導する復古体制を擁護した。そこへ、ヒンツェは人権と 1789 年の理念を強く対置したのである。

彼女の活躍は多岐にわたる。例えば 1926 年以降、彼女は『史学雑誌』 (*Historischen Zeitschrift*) に、フランス革命についての文章を連載している。ヒンツェが書いたものは、オラールとマティエの訃報などもあるが、フランス革命についての新研究もある。ただし、『史学雑誌』へのヒンツェの協力は、政治的圧力の結果、1933 年半ばに中止された。

ハビリタチオンの後、ベルリンにおける講義において、彼女は、テーヌによる保守的なフランス革命研究を批判し、新たなオルタナティブとして、アルフォンス・オラール、ジャン・ジョレス (Jean Léon Jaurès, 1859~1914)、そしてアルベール・マティエの共和社会主義的革命史を提示した。ヒンツェにとって、この者たちの価値は、肯定的なフランス革命評価だけにあっただけではなく、そのより経済的で、社会史的なテーマの中にあっただけでなく、そして全体として、彼女はジャン・ジョレスの重要性に特別な関心を払った。だが不幸にも、彼女の教育活動と学生たちとの繋がりについては、何も知られていない。

ヒンツェはまた、フランス革命のドイツへの文化的影響という、その時無視されていた問題に取り掛かった。その研究はマイネッケからも高く評価されていた。このテーマで後に有名となる歴史家にジャック・ドロズ (Jacques Droz, 1909~1998) がいるが、ヒンツェの活動は、ドロズが『ドイツとフランス革命』という有名な本を 1949 年にパリで出す以前のことであった。かくして、ヒンツェは主要なフランス革命史家によって十分に認められていた。それは同時期の他のドイツのフランス革命史家にはできないことだった。

ライヒャルトは結論する。国家社会主義「革命」によってフランス革命が忘却されたことは、ドイツにおけるフランス革命研究が、1945 年の後、少なくとも西側において、国際的な水準に再び到達するのがとても困難でかつ遅れてしまっている理由を説明する、と。以上のライヒャルトの前書きを踏まえた

上で、本史資料紹介は以下より、高い価値を受けつつも、長い間忘却されていたヒンツェのメインワークの内容を見ていくこととしたい。

2. ヘドヴィッヒ・ヒンツェによる導入（1-7 頁）

ここからは、ヒンツェ自身による記述から紹介をする。

彼女によれば、本作の狙いは、国家統一と連邦主義の問題を歴史制度的に明らかにすることである。中央集権的なタイプの国民国家はフランスに広がった。それは、大半の大陸ヨーロッパ諸国のモデルとなったものである。ヒンツェの観察するところ、転換期は、フランス革命期である。

まずヒンツェは連邦主義について問いを発する。この語は何と呼ばれ、何を意味していたか。1789 年に、フランスが国家連合か、例えばアメリカのような連邦国家に変化することの、歴史的・政治的な可能性はあったのかと。

答えは否、ではあるが、ヒンツェによれば、それだけでは革命の元来の性質の問題はまだ決まらない。

ヒンツェが興味を抱くのは革命初期の連盟の諸運動である。それらは 1790 年 7 月 14 日の全国連盟祭にまで至った。彼女にとって、この日は、第一級のエポック・デイである。この時に、小さな地方の連結から、国民衛兵、都市および景観の連帯が生まれ、自らを誇るフランス・ネーションが生まれたのである。フランス史において、協同の原理が発展し、その国家形成の力を示すかくも偉大で美しい機会を見出したことはかつてなかったのである。

だがシエースの統一への狂信により、国の全ての部分の最も完全な統合のために、旧州は非有機的な小さな県へと引き裂かれ、それらの州はもう行政的な単位を表象することはなくなってしまった。かくして、芯から中央集権的な、県と市の設置に関わる 1789 年 12 月 14 日と 22 日の諸法が制定されたのである。ヒンツェによれば、憲法制定国民議会によって開始されたこの中央集権が、独裁へと生育していく。

ライヒャルトの前書きでも触れられていた通り、ヒンツェはジロンド派という革命期の派閥を高く評価している。ヒンツェはこの派閥を、自由主義者と解釈しているのである。そのような評価が正確かどうかは、ここでは詳述できないが、簡潔にまとめるならば、この派は所有権と経済的自由は確かに擁護していた。だが完全な自由貿易を支持したわけではなく、国内の幼稚産業を育成するために、選択的保護主義を提唱していた。ジロンド派は企業の自由を支持するが、過度な不平等の是正も考えていた。その主張の矛盾的な性格が、ジロンド派の自由主義の特徴である⁸。この点を踏まえ、以下では、ヒンツェの説明を引き続き見ることとしたい。

ヒンツェは言う。銃剣による自由の前衛の下、近隣の人民に、自己決定権とフランス革命の全ての恩恵をもたらし、そうして永遠平和のための単一のヨーロッパを築くという、ジロンド派の夢はすぐに潰えた。ここでジロンド派については深入りしないが、ヒンツェのジロンド派への入れ込みようはよく理解できる。

彼女は続ける。フランス革命は途中から周辺諸国との戦争を織り交ぜながら展開していくが、戦争の

⁸ この分野の決定的な研究としては、マルセル・ドリニーの一連の研究を参照。ここでは以下を参照した。M. DORIGNY, 1989. «GIRONDE/GIRONDINS». in: A. Soboul, *Dictionnaire historique de la Révolution française*, Presses Universitaires de France.

ための経済的な必要性は、フランスを、ヨーロッパに対する革命的独裁という危険な道へと乗り上げさせた。その中で、ジロンド派によって提唱された自由主義的な方策はむなしく響いた。独裁は、外敵からの防御のためであり、裏切り者を、あるいは聖職者や貴族の反動を防ぐため、そして始まりつつあったインフレーションと資本家による投機の致命的な効果を抑えるため、そして日々のパンのシェアを守るためのものであった。このような状況下で、経済的・行政的自由主義、というジロンド派の理念は階級限定的であると判断された。そしてまた、ジロンド派の自由主義と個人主義は、地方自主独立主義、さらに言えば分離主義、に通じると思われたのである。ジロンド派を「連邦主義」として非難し、告発したのはその敵対者のジャコバン派（モンターニュ派）である。そしてそのような告発は、若きフランス共和国が乗り越えなければならなかった異常な状況においては致命的だった。1792年9月に国民公会は、フランスが「単一不可分の共和国」であることを宣言したが、これは、1791年憲法における「単一不可分の王国」を引き継ぐものだったのである。

ジロンド派の屈服はフランス史の一時代を画している。ジロンド派は、ジャコバン派（モンターニュ派）との政治抗争の結果、中央議会である国民公会から追放される。それは1793年5月31日から6月2日にかけての、パリの群衆による国民公会の包囲事件をきっかけとしている。この事件を述べるにあたり、ヒンツェは19世紀のフランスの無政府主義思想家のプルードン（Pierre Joseph Proudhon, 1809～1865）の言葉を用いる。プルードンは、ジロンド派の敗北という悲劇の始まりとなった1793年5月31日を「災厄の日」と呼び、あらゆる「連邦主義」の足跡はそれ以降、フランスの憲法・法律からは剥奪されてしまったと断言している。プルードンは言う。連邦主義の思想は反革命の同義語として疑わしいものとなり、裏切りの同義語となってしまった。フランス人はもうこの言葉が何を意味するか思い出せず、サンスクリット語の語彙から来ていると思っている者もいそうである。本作で、ヒンツェは度々プルードンに言及している。この思想家は、中央集権や連邦主義、フランス革命についての解釈などを考察する上で、ヒンツェが強く依拠する人物の1人である。

ヒンツェによれば、本作は、フランス革命期における統一国家フランスの生成と、連邦主義のための闘争を描くものであるが、1793年にジロンド派が身体的にも精神的にも拒絶されたという現実から、調査を実行している。

ジロンド派が敗れた後、中央集権的統一国家の形体は他の時代にとっても実に正しいものとされた。連邦主義のために涙する者はなく、もはやそのための発言もない。

ヒンツェは革命以後の時代についてもここで言及している。フランスでは厳しい中央集権が保持されてきた。それは体制の何度もの変更にもかかわらず、現在でもほとんど変わっていない。ナポレオン（Napoléon Bonaparte, 1769～1821）の後の王政復古期より、中央集権への批判は存在した。19世紀と20世紀の歴史の中には、多くのアプローチ、多くの名前を有する、地方分権への奮闘があった。政治家や議会議員たちは様々なイニシアティヴを採った。作家や哲学者たちも自身の著作の中で中央集権と闘ってきた。ヒンツェがここで挙げている諸人物の名前を全て書くことはしないが、アンシャン＝レジームとフランス革命を、中央集権という点では連続していると指摘したことで有名なアレクシ・ド・トクヴィル（Alexis de Tocqueville, 1805～1859）、そして先述の無政府主義思想家プルードンの存在が出ていることは押さえておきたい。

また、県や市についての法律や、その他行政改革などにより、地方分権に向けたいくつかのステップもあったが、これらの施策のうちのどれも、真に徹底的とは判断されないという。

ヒンツェによれば、自身の時代において、フランスで中央集権に対抗する、あらゆる文化的・政治的傾向は、「地域主義（ヒンツェの言葉では Regionalismus）」の名の下に要約される。彼女は、「地域主義」という名前が使われていることをあまり幸福なことではないと判断している。なぜならば、「連邦主義」という言葉を使うことができないからこそ、「地域主義」という言葉が使われているからである。ジャコバン派（モンターニュ派）とジロンド派の闘い以降、「連邦主義」は評価されないものとなったのである。例えば、ある地域主義者（ジャン・シャルル＝ブラン Jean Charles-Brun, 1870～1946 のこと）は 1900 年に「フランス地域主義者連合」（Fédération régionaliste française）という運動を創設した。そしてその運動のメンバーに対し、あらゆるジャコバン主義への憎悪を要求しているのであるが、自分自身を「連邦主義者」とあえて呼ぶことはなかった。彼は「地域主義」という穏当な語を選んだのである。そのため、著名な地域主義詩人のフレデリック・ミストラル（Frédéric Mistral, 1830～1914）の不興を買った。もっとも、ヒンツェはここで、かくいうミストラルが、「連邦主義者」に相当する言葉を明確に自称としていたかどうかまでは明言していない。

ヒンツェはまた、経済という点からの地域主義も見ている。彼女曰く、自身の時代、地域主義のもっとも重要な成果は経済的な領域にある。彼女は、「経済地域（ヒンツェの言葉では Wirtschaftsprövinzen）」に注意している。ヒンツェによれば、その将来的な発展可能性は、まだ俯瞰できない。こうして評価を保留にしてはいるものの、以下の説明を加えていることから、彼女がこの「経済地域」に対してはあまり期待をしていないことは窺える。すなわち、経済的な地域主義は、19 世紀半ば以降、プロヴァンス・ブルターニュ・ロレーヌなどフランスの周縁地域において生じた「文化的地域主義（ヒンツェの言葉では Kulturregionalismus）」とは異なっている。こちらの地域主義は、歴史的な記憶に依拠してできたものであり、言語、習慣、歌、そして伝承において自身の地域の特殊性を保持しようとするものであり、パリから進出してくる中央集権化に対抗して自身を守ることを望むものである。ヒンツェの評するところ、これらの地域主義には、分離主義の足跡もあるが、きつく固められた国民的統一が脅かされる危険性は、フランスにとってはない。ただし、政治的に疑問符の付く位置に立つ地域主義者もいる。それは伝統主義者の集団である。この者たちは「旧州（ヒンツェの言葉では alten Provinzen）」とともに革命前のフランスを甦らせることを望む。そしてフランス革命の自由で民主主義的なあらゆる成果を、反動的、教権的、帝国主義的なナショナリズムと軍国主義の中で圧死させようとする。ここでヒンツェが想定しているのは、右翼団体「アクション・フランセーズ」の主導者であり、地域主義者でもあったシャルル・モーラス（Charles Maurras, 1868～1952）である。

「連邦主義」という言葉の使用について、先にヒンツェは地域主義者に注文をつけてはいたがそれでも、地域主義を民主主義の組織とし、良心の世界の名の下に民主主義的な人民の連盟を望む、という地域主義者たちの声を拾ってはいる。地域主義者が望むのは真の国民同盟であり、個々の国々の連邦的で地域主義的な構成に対し王冠を捧げることである。

以上を長い前置きとし、ヒンツェはフランスの国家統一が現在の形体となったところの、大なる世界史的過程の指摘・検証を開始するのである。

3. 本作の内容紹介

ヒンツェの本作は大部の著作である。本文中に小見出しのようなものはないが、目次が詳細に内容を

要約してくれており、大要を把握する際の手助けとなっている。以下では、主にその詳細な要約を頼りに、本作の流れを追っていくこととしたい。

【前半部（1～10章）】

第1章「王朝期のフランス国家形成の見解」（9-47頁）において、ヒンツェはカペー朝からルイ14世にいたるフランス国家形成の歴史、フランスの経済地理、絶対主義、中央集権の歴史を概観している。

第2章「革命前夜のフランス国家」（48-67頁）では、フランスの地方行政について、アルフォンス・オラルらの先行研究を中心に、とりわけペイ・デレクション、ペイ・デタ、司教区、政府、行政庁とジェネラリテ、高等法院について整理を行い、革命前夜の「州の権利」を示している。これらの研究によれば、トクヴィルの見解に反して、「昔のフランスは行政が集権化されないが領域的には統一国家」という主張がなされる。そしてフランスのあり方に対する様々な立場の解釈を紹介している。革命期の派閥であるジャコバン派（モンターニュ派）は、自らを「世界市民」と称する一方で、パリを中心とする集権的な志向を持っていた。これに対して、革命家のバレール（Bertrand Barère, 1755～1841）や啓蒙思想家ルソー（Jean-Jacques Rousseau, 1712～1778）、歴史家のアノトー（Gabriel Albert Auguste Hanotaux, 1853～1944）らは、革命前のフランスが州の自治を基盤とする「連邦的構造」を持つ国家であったという。だが、こうした「連邦主義」という概念は曖昧なものであった。

第3章は、「革命前の文献における『連邦共和国』問題」（68-82頁）と題している。ここでヒンツェは以下のことを述べている。革命前の時期、フランスを各領域に分割することは不可能であり、指導層は外国の国制（ヒンツェの言葉では *Verfassung*）に関心を払っていた。コンドルセ（Nicolas de Condorcet, 1743～1794）に代表されるように、共和政は当時批判の対象であり、アメリカ革命前に近代的な共和国は連邦制でしか存在しなかった。ドイツにおける連邦制は重要な理論を提供したが、フランスにおいて「連邦共和国」という概念は不明瞭であった。このため、モンテスキュー（Charles-Louis de Montesquieu, 1689～1755）やヴァッテル（Emer de Vattel, 1714～1767）、ギールケ（Otto von Gierke, 1841～1921）、ルソーら様々な思想家が集権制・連邦制についての解釈を試みた。ギールケはルソーを、「集権的・原子的」国家学の代表格とみなしていたが、ルソーは『コルシカ憲法草案』、『社会契約論』、『エミール』、『ポーランド統治論』を通して、「連邦主義」を明確にしていた。テュルゴー（Jacques Turgot, 1727～1781）も「集権的・原子的」国家学の代表者とみなされていたが、コンドルセは彼を「連邦共和国」の支持者と考えていた。テュルゴーもルソーも、カント（Immanuel Kant, 1724～1804）やプルドンと同様の連邦主義者であり、コンドルセもアメリカ革命を経て極度の連邦主義的な発言をしていた。しかし実際には、18世紀にフランスを「連邦共和国」とするような政治家は存在せず、アメリカ革命がフランス革命の国民統一に寄与したとオラルは考えた。プルドンによれば、「連邦」がフランスで現れるのは1789年のことであった。

第4章は「革命期の州三部会」（83-96頁）である。この章では以下のことが述べられる。革命前のフランスにおいて、「州三部会」という概念は不明確であった。この概念は百年戦争時に開花し、戦後には税認可の機関として州の機能が確立した。1484年にトゥールで開催された地方三部会は諸身分の権利と州の分権主義を認めた。リーグ戦争やアンリ4世の時代、リシュリユー（Armand Jean du Plessis de Richelieu, 1585～1642）やコルベール（Jean-Baptiste Colbert, 1619～1683）、ルイ14世、父ミラボー（Victor Riquetti de Mirabeau, 1715～1789）の時代において、『地方三部会についての覚書』、『課税の理論』、『立法の書簡』が

示された。この背景には、父ミラボー、ネッケル (Jacques Necker, 1732～1804)、カロンヌ (Charles Alexandre de Calonne, 1734～1802)、ブリエンヌ (Loménie de Brienne, 1727～1794) ら重農主義学派の影響が色濃かった。

第5章「ダルジャンソン侯爵の自治思想」(97-101頁)においてヒンツェは、ダルジャンソン侯爵 (Marc René de Voyer de Paulmy d'Argenson, 1722～1782) の自治思想に基づく国家理念を特に重要なものと判断している。彼は、「民主主義は主権のもとで行使される」との解釈に基づき、一般国制・行政史の要素、共和制政府への理論的な傾倒を示し、伝統的王朝国家の形態を維持するために、集権化に歯止めをかけようとした。彼が提案したのは、「民衆政府の中での公衆の容認」、「市自治体の人民官吏」に行政 (ヒンツェの言葉ではポリツァイ Polizei) 権限を委譲すること、村落 (同じくゲマインデ Gemeinden) に自由なイニシアティヴを付与すること、王国を合理的に区分することであった。彼は都市自治に傾倒し、村落の権利を、「生来の権力と委託された権力」に分けた。

第6章は「重農主義者の改革計画における自治・地方分権思想——テュルゴーとル・トロヌ」(102-119頁)である。ヒンツェによれば、上記のような重農主義者に対する評価は様々である。テュルゴーらに代表される重農主義改革の基本思想は、自治による適度な民主化と国民統一であり、このような見解をギールケは批判している。テュルゴーは1757年に、「集権的・原子的」精神ではなく、市民の「自由な統合」を訴えた。彼は、フランスに「憲法」がないことから、集権化による負担を減らし、人民の「共同精神」を涵養する「市自治体計画」を打ち出した。テュルゴーと同様、ル・トロヌ (Guillaume-François Le Trosne, 1728～1780) もまた、フランスの刷新を計画した。彼の主張は、「社会秩序」「州行政と税制の改革」自治と「国民精神」「国民評議会」を柱としており、19世紀の問題を先取りしていた。こうした重農主義的な改革思想に対しては、ヴォルテール (Voltaire, 1694～1778) やマブリ (Gabriel Bonnot de Mably, 1709～1785) などの批判があった。テュルゴーやル・トロヌらは都市の独自精神を求めて戦おうとしていたが、「連邦主義者」との嫌疑を向けられた。ヒンツェはジャコバン派 (モンターニュ派) とジロンド派の争いを一瞥した後、テュルゴーとル・トロヌの改革計画について触れている。

第7章「ネッケルとカロンヌの地方分権思想と州議会の創設」(120-130頁)において、ネッケルは1778年に州行政および重商主義者の影響に関する覚書の中で、フランスの行政制度を批判し、改革計画を提示した。ネッケルはテュルゴーと異なり、議会への急進的立場を示した。1778年にはベリーで州会が設立されたが、ドーフィネやオートギュイエンヌ、ブルボネ・ニヴェルネー・ラマルシュの州会設立計画は失敗し、ネッケルは失脚した。その後、州会の権利が制限されたことに対して、重農主義者とネッケルの影響を受けたカロンヌが改革計画を立てるが、1787年の名士会の反抗によってカロンヌも失脚した。1787年には、ブリエンヌの州会を経て、「州主義的」で「連邦主義的野望」を持つ行政令が公布されたことで、20もの州会が設立された。これは、州の連邦化を呼び起こすものであった。

第8章「州会に対する「連邦主義的」抵抗と議会の立場」(131-155頁)で問題となるのが、州会とパリ議会の関係であった。ロアゾー (Charles Loyseau, 1566～1627) によれば国民統一の拠点はパリ議会であり、立法府としての議会、王との関係、議会の抗議権、王の権力手段との関係が問題となった。アンリ4世とリシュリューの時代にはフロンドの乱などが生じており、コルベールは議会を排除しようとしてきた。王は国民統一に反対し、モープー (René-Nicolas-Charles-Augustin de Maupeou, 1714～1792) の議会改革に対しては州の諸身分から反対の声が上がった。ルイ16世の時代には、ネッケルやカロンヌが前述のような構想を示しており、州会に関するブリエンヌの令が出されていた。ラモワニオン

(Chrétien-Guillaume de Lamoignon de Malesherbes, 1721～1794) の議会改革 (1788 年 5 月令) に対しては、議会から反対の声が上がり、州三部会の「連邦主義的」運動を引き起こした。エノー・プロヴァンス・オーヴェルニュ、ピレネー地域、ブルターニュ、ギューエンヌ、フランシュ＝コンテ、ドーフィネとブルターニュは、連邦制によるフランス統一を求めたが、このような州の運動は「コンフェデレーション (ヒンツェの言葉では Konföderation)」とされた。改革案が撤回された後、州三部会の間でも集権国家を目指す勢力が現れるなど、運動は分裂の兆しをみせた。このような傾向は、三部会召集に際しての「連邦主義」運動の第二段階といえる。

第 9 章「三部会召集と陳情書の州主義的傾向」(156-171 頁) では、三部会召集の困難が示された。ドーフィネでは諸身分が選出されたが、ピレネーではうまくいかず、ブルターニュやエノー、アルザス、トロワ＝エヴェシェ、フランシュ＝コンテ、ラングドックでは州の陳情書が出された。ヒンツェは、リムーザン、ペリゴール、フランドル、ポワトゥー、ノルマンディー、ブルターニュ、シャンパーニュ、フェカン、オルレアン、サンス、パリの動きを概観した後、これらの州の「連邦主義」運動はフランスの分割ではなく連邦による統一を求めているが、現実には「連邦主義」概念の曖昧さが紛争を招いたと評した。プルドンは、シエースを近代的なフランス国家統一の創始者と評価した。

第 10 章「憲法制定国民議会の県法」(172-206 頁) において、旧体制から革命を経て現れた、憲法と国家、国民統一、連邦政か集権化といった問題が論じられる。シエースの『第三身分とは何か』は「国民」という新概念を提唱していたが、これはオラルルによって、特権階級としてのブルジョワジーと同一視されたものであった。革命は国民統一の熱狂を生み、州の問題を先鋭化させた。ムーニエ (Jean-Joseph Mounier, 1758～1806) の演説を経て、1789 年 8 月には夜会と州の特権が廃止され、王と人民の連合を目指す王党派の主張が押し出された。ブリッソー (Jacques Pierre Brissot, 1754～1793) による『フランスの愛国者』をはじめ、憲法における連邦政の問題が議論された。そこでは、州諸身分から形成される上院という形で第一議員を置くという二院制が打ち出された。他方で、シエースによれば、憲法によって国民統一は達成されるものであった。彼は、様々なことを主張しているが、州の解体、県の統合、集権化の推進などを主張し、その見解は 1789 年 9 月にテュルゴーによって憲法案に組み入れられた。これに対して翌 10 月には、ドーフィネ、ブルターニュ、ラングドックの諸州で反抗運動がおこり、憲法議論が勃発した。11 月の憲法制定国民議会でトゥーレ (Jacques-Guillaume Thouret, 1746～1794) は、国民の統一は国家の統一であり、自治を生み出すものではないと主張し、憲法案を擁護した。ラボー・サン＝エティエンヌ (Rabaut-Saint-Étienne, 1743～1793) やミラボー (Honoré-Gabriel Riqueti de Mirabeau, 1749～1791)、ペルラン (Joseph-Michel Pellerin, 1751～1794)、ブリッソーらの議論では、パリ偏重への懸念など様々な見解が錯綜していた。タルジェ (Guy-Jean-Baptiste Target, 1733～1806) は憲法制定国民議会を支持する一方、ラメール・ノガレ (Ramel-Nogaret, 1760～1829) は故郷ラングドックの地方行政を称賛し集権派を批判した。憲法制定国民議会は国家の統一と集権制を支持していたため、1789 年 12 月に制定された県法では、選出された県当局は「立法機関の監督」とどまり、「王の監査・権威」に従属する組織とされた。1787 年の州会と比べると、県の権限の違いは明らかであった。シエースは自治を議論することはなく、王の監督権も実際にはほとんど理論づけられていなかった。監督権については 1791 年 3 月に制定され、この規則は同年の憲法にも盛り込まれた。ルイ 16 世は、ネッケルが 1790 年 2 月に用意した演説の中で県法への支持を表明していたが、翌 1791 年には『全フランス人への宣言文』を通して憲法を批判した。ミラボーは、王朝の権威を維持する条件として市民を統一された階級とすることを考えた。1791 年 4 月

には、ロベスピエール (Maximilien Robespierre, 1758～1794) に対して「連邦主義」の非難が沸き上がり、ルイ 16 世のヴァレンヌ逃亡で力を拡大したのは地方分権派ではなく集権派だった。以上をまとめた上でヒンツェは、憲法制定国民議会の県法および市自治体立法への展望を見ている。

以上で 10 章までを簡単に見てきたが、ヒンツェがドイツ人であり、ドイツ語で本作を執筆しているという点は踏まえた上で、「連邦制」、「連邦主義」、「連邦主義者」などの諸語の使用の適正さには留保を示しておきたい。ライヒャルトは前書きにおいて、一次史料を豊富に用いたものとして本作を評価しており、それには首肯できる。だが、フランス革命期には、上記の諸語は、概念や実態、現象としてはもとより、まず言葉として重要なものであった以上、ヒンツェの述べるところは史料によって再検証されるべきものであろう。しかし、その作業のためには別稿が必要である。ここでは、引き続きヒンツェの本作の内容を紹介していきたい。

【後半部 (11～18 章)】

第 11 章「憲法制定国民議会と市の法」(207-234 頁) では、まずフランスの市の前史が取り扱われる。ルイ 6 世やフィリップ 4 世から話が始まるが、フランス革命に関わりのあるところでは、革命直前に地方から届けられた陳情書であるカイエ・ド・ドレアンヌや、1789 年 7 月の市の革命、臨時市法などが言及される。フランス革命における連邦主義というテーマにとっての重要人物は、革命の早い時期から登場し、パリの市法についての議論を行ったブリッソーである。また、ブリッソーと同じジロンド派に後世位置付けられる、バンカル・デ・ジサル (Jean Henri Bancal des Issarts, 1750～1826) による市の権利の宣言も登場する。市や自治体について、その他本章で着目される議論は、市の自律 (ヒンツェの言葉では *Kommunaler Selbstbestimmung*) をめぐってのミラボーとムーニエの論戦・シエースの市論 (ヒンツェの言葉では *Gemeindetheorie*)・シエースとトゥーレの市についての案・パリのディストリクトの常設性についての、議会におけるロベスピエールとミラボーの論戦・『フランスの愛国者』におけるブリッソーのミラボーへの加担、である。ヒンツェが取り上げる先行研究は、ロテック (Karl Wenceslaus Rodeckher von Rotteck, 1775～1840)、テーヌ、イエリネク (Georg Jellinek, 1851～1911)、オラールであるが、とりわけ市に関するテーヌによる「4 万 4 千の主権的組織 (ヒンツェの言葉では 44 000 *souveränen Körperschaften*)」という表現は興味深い。この数字は革命当時の市の数を表す常套表現である。ここでは、市に過度の権力を付与するとフランスが分裂してしまうという懸念が表現されている。

第 12 章「諸々の連盟祭と 1790 年 7 月 14 日の連盟祭」(235-261 頁) は、その章題の通り、革命以前から革命期にかけての、地方及びパリの連盟の運動を取り扱っている。フランス革命期の連盟祭として最も有名なものは、1790 年 7 月 14 日に行われた全国連盟祭であるが、それ以前にいわゆる地方連盟祭が各地で行われていた。そのため本章はまず、フランシュ＝コンテや、ブルターニュ、ノルマンディー、ドーフィネ、プロヴァンス、ラングドック、ブルゴーニュ、アンジューにおける運動について述べる。またストラスブールの連盟祭にも触れていることは、ヒンツェがドイツ人であることを考える時、示唆的である。フランスにおける運動の前身として、1789 年春にアメリカで生じた同様の運動に言及していることも重要であろう。これらの地方連盟祭についての描写を踏まえた上で、本章のハイライトはやはり全国連盟祭に関する、ヒンツェ自身を含む各種の人物による反応・評価である。同時代人の反応としては、アナカルシス・クローツ (Anacharsis Cloots, 1755～1794) の熱狂、マラー (Jean-Paul Marat, 1743～1793) の酷評、ロラン夫人 (Madame Roland, 1754～1793) の留保的態度が、後世の評価としては、ミシュレ (Jules

Michelet, 1798～1874)、オラル、テーヌ、ラヴィス (Ernest Lavisse, 1842～1922)、ジョレスのものが挙げられる。ヒンツェがドイツ人であるためか、やはりこの全国連盟祭についてもドイツとの関わりが言及されている。それはまずアルザス＝ロレーヌ地方のことであり、ヒンツェは、フランスによる同地方の領有権の主張は、連盟祭が地方の望んだ自発的な連盟であったことを理由に正当化されているとする。次に、ドイツにおいて、連盟の思想が相応の宣伝力を有したことにも言及する。ヒンツェが全国連盟祭を題材に、ヨーロッパ諸国の連盟について、あるいはフランスとドイツの協力について記述を展開していることから、彼女自身の思想を窺い知ることができる。

第13章「連邦主義の精神と性質に関する議論」(262-293頁)は、旧体制期や革命期のフランスにおける連邦主義論を取り扱う章である。革命期に連邦主義と結び付けられたのはジロンド派であるが、ヒンツェはここでそれ以外の立場もまとめている。革命以前に連邦政の問題を議論した人物としては、啓蒙思想家のマブリが挙げられている。革命期の人物としては、1791年に、大国に最適な政体として連邦政を要求した『頭なき体制』を書いたビヨー＝ヴァレンヌ (Jacques-Nicolas Billaud-Varenne, 1756～1819)、1792年に『税無き共和国』を著し、連邦主義論を説いたラヴィコントリ (Louis-Charles de Lavicomterie, 1746～1809) がいるが、この者たちは、ジロンド派ではない立場から連邦主義を論じている。他にも、ムーニエ、アントレーグ伯爵 (Comte d'Antraigues, 1753～1812)、フォーシェ神父 (Claude Fauchet, 1744～1793)、アナカルシス・クローツなどが、ジロンド派とは必ずしも関係ない立場で連邦主義を論じた人物である (フォーシェはやや関係がある)。だがやはり、本章が多くの紙幅を割くのはジロンド派の議論である。まず連邦主義者というレッテル張りに異議を唱えているのはブリッソーである。だがビュゾ (François Nicolas Léonard Buzot, 1760～1794) は連邦主義についての議論においてモンテスキュー・ルソー・マブリを想起し、明確に拒否はしない。そしてヒンツェは、イギリス人のヘレン・マリア・ウィリアムズ (Helen Maria Williams, 1759～1827) とロラン夫人による「南部共和国 (ヒンツェの言葉では Republik des Südens)」の記述についても、この問題に関係するものとして言及する。本章でヒンツェが特に長く叙述しているのは、アナカルシス・クローツとジロンド派革命家との論戦である。まず、ゴルサ (Antoine-Joseph Gorsas, 1752～1793) の『クーリエ・デ・デパルトマン』において連邦主義的な議論が展開されており、クローツとの論争が起こっている。クローツと議論を戦わせたジロンド派には、他にビュゾ、ロラン (Jean-Marie Roland, 1734～1793)、ケルサン (Armand de Kersaint, 1742～1793)、バンカルがいる。本章からは、ジロンド派が連邦主義者であるという非難がアナカルシス・クローツによって特に強くなされているという印象を受ける。以上の歴史的展開の合間に、ドイツの政治思想とジロンド派の提唱する制度との間の関係についてのジョレスの議論を挿入している点や、連邦化されたフランスか、世界連邦かの議論、征服した諸外国についてそれらを統合するのか、姉妹共和国という形をとるのかの議論などを取り上げている点には、ヒンツェの個性が表れている。ヒンツェは本章の終段にボドー (Marc Antoine Baudot, 1765～1837) によるジロンド派評を載せている。それは、この派の連邦主義は冗漫で不正直な自由主義の典型であるというものである。

第14章「立法議会における党派の形成およびプロパガンダ闘争の幻想」(294-314頁)では、特にジロンド派を中心とした、革命期の党派抗争の展開が記述される。本章でヒンツェは、憲法制定国民議会には確かな党派が不在であったということ、ジロンド派の精神的支柱はロラン夫人であったこと、憲法制定国民議会に続く立法議会において党派のグルーピングが行われたこと、「ジロンド派」という集合的な名前は遅れて登場したこと、党派形成のための結晶点は戦争であったことを述べる。本章が扱う時期の

重要なテーマの一つは他国との戦争であり、この問題について、ジャコバン・クラブにおいてブリッソーとロベスピエールは論争を行った。ブリッソーは戦争を国益の観点から賛成し、ロベスピエールは現実政治の立場から戦争に反対した。ジロンド派のルーヴェ（Jean-Baptiste Louvet, 1760～1797）は戦争を支持し、ブリッソーには何人もの支持者がいた。ジロンド派が戦争を望んだかに見えるが、後世ジロンド派に数えられるコンドルセは平和主義の理想を説いていた。また、アナカルシス・クローツは戦争に熱狂しており、単一の世界共和国を構想していた。ヒンツェは本章で、ジロンド派のロランと、デュムーリエ（Charles-François Dumouriez, 1739～1823）による内閣の成立から、1792年4月20日におけるフランスのオーストリアへの宣戦を経て、同内閣が崩壊し、国王に対する国民の反発が革命に繋がり、1792年8月10日にテュイルリー宮が襲撃され、王権が停止したことまでの史実を辿る。そこに付随する連邦主義の議論は以下の4点である。①王家のボルドーへの拉致案と立法議会のボルドーへの移転案、②そしてそれが「南部共和国」案と関係していた点、③ジロンド派のバルバルー（Charles Jean Marie Barbaroux, 1767～1794）も「南部共和国」案を出していた点、④王権停止後のパリ・コミューンの強大な権力。ドイツと平和志向への言及があることは、本章におけるヒンツェの論点の特徴である。ドイツについて言えば、ヒンツェは、戦争をめぐる論戦を行っていた時期のフランスが、ゲーテ（Johann Wolfgang von Goethe, 1749～1832）の『ヘルマンとドロテア』に影響していること、戦時に歌われ後のフランス国歌となった「ラ・マルセイユーズ」のドイツにおける着火効果に言及している。平和志向に関しては、コンドルセはもとより、オラルとジョレスの解釈を紹介している。この二人の史家は、フランスによる戦争宣言の中に、革命およびあらゆる直近の歴史の悲劇的な運命を見ている。1792年8月26日に立法議会が複数の外国の著名人に対しフランス市民の資格を与えたという史実への言及にも、ヒンツェのメッセージを感じ取らずにはいられない。その直後に彼女は、戦争は人間性の理想に脅威となる、と付け加えているからである。

第15章「国民公会における党派抗争」（315-330頁）は、ジロンド派とジャコバン派（モンターニュ派）の抗争を取り扱う。これまでは、ジロンド派の政敵は様々であったが、本章ではジャコバン派（モンターニュ派）が主敵となる。この章で扱われる国民公会における連邦主義の問題はまず、諸県が軍武装を行うかどうかということであり、パリ・コミューンに象徴される首都の地方に対する優越的権力である。ジロンド派は、首都による専制に対する恐怖から県の軍武装を支持する一方、ジャコバン派（モンターニュ派）は革命のための独裁の必要性を説いた。そしてこの時期の連邦主義についてのもう一つの大きな問題は、国王裁判であった。ジロンド派は判決を直接人民に委ねるいわゆる「人民上訴（ヒンツェの言葉では *appel au peuple*）」に賛成したが、ジャコバン派（モンターニュ派）は、この上訴はフランスを連邦共和国へと分裂させるものであると反対した。ジロンド派の上訴案は通らず、この結果、ジロンド派は多くの勢力を敵に回してしまった。リヨンのサン＝キュロットは国王の即座の死とジロンド派の政治的破滅を望み、ニームのサン＝キュロットもジロンド派を「人民上訴派（ヒンツェの言葉では *Appellanten*）」とし退けた。政敵であったアマール（Jean-Pierre-André Amar, 1755～1816）がジロンド派を非難した際も、この人民上訴を問題とした。かくして党派抗争は最終ステージに向かうのである。

第16章「戦争および経済的な必要を通しての、党派抗争の特徴。独裁の無力および、ジロンド派政策の崩壊」（331-415頁）は、全部で6つの節に分かれている。まず第1節では、ヴァルミーやジュマープでの勝利以降、フランスが国外で占領した諸地域（サヴォワ、ピレネー国境、ベルギー）の処遇が扱われる。この問題に関し、ジロンド派は連邦的な姉妹共和国を支持し、アナカルシス＝クローツは併合と

吸収を支持した。ジロンド派のラスルス (Marc David Lasource, 1763~1793) は併合には反対しており、ここでも党派抗争が起きている。ヒンツェによれば、1792年11月19日には併合に関係する法令が出たが、その作成者のラ・ルヴェリエール＝レポー (Louis-Marie de La Révellière-Lépeaux, 1753~1824) には連邦主義的な傾向があったという。続く第2節では、1792年の秋におけるインフレーションおよび食糧統制の開始に端を発する経済問題を通して、ジロンド派の自由主義が分析される。ヒンツェによれば、コンドルセをはじめジロンド派は経済的自由主義の代表であり、ダントン (Georges Jacques Danton, 1759~1794) の影響下に1792年9月、政府が初めてビジネス活動に干渉した際も、ジロンド派はそれに反対した。他方、カンボン (Pierre-Joseph Cambon, 1756~1820) は富裕層への特別課税を主張した。セヌ＝エ＝オワーズ県の代表は、国民公会において、資本家による投機について注意を呼びかける他、経済を規制する諸提案を行った。他にも、穀物の取引者は糾弾され、国民公会は、政府が穀物を購入するために1200万フランの借入を決定した。だが、ジロンド派のロラン大臣は公的財産の無制限の自由化に賛成した。同じくジロンド派のバルバルーは、価格統制に反対し、交易の黒海ルートを開こうとした。そして1792年12月8日の法令は、穀物交易の完全な自由を保証した。他にも、リオンでは女性たちが最高価格を引き上げることを支持し、ウール＝エ＝ロワール県では国民公会からの派遣議員たちが最高価格表に署名させられた。また、パリ・コミュニケーションやジャコバン派 (モンターニュ派) のサン＝ジュスト (Louis Antoine de Saint-Just, 1767~1794) は、無制限の自由交易に反対した。ヒンツェは、経済的な苦境の結果、革命における中央集権制度が要請されたとする。そして第3節では、革命戦争における占領地の問題が再度取り扱われる。ヒンツェによれば、占領地域での革命権力の創設を訴えた1792年12月15日の声明をジョレスはヨーロッパに向けての革命独裁の宣言と捉えていたという。占領方針をめぐる党派抗争が起こっているが、ジロンド派の見解は割れていた。ロベスピエールとマラーは帝国主義的政策からは距離を取り、カンボンが併合を強く推した。その中で1793年1月31日にニースが併合された。同日、ダントンは自然国境の理論を持ち出し、ベルギーも併合されることになる。ヒンツェはここでライン国境の話も欠かさず取り上げている。以降では、フランスのベルギー政策が一つの契機となり、イギリスの態度が硬化したこと、そして1793年2月1日のイギリスへの宣戦へと至ったという展開が述べられる。

第16章第4節では、パリと地方の対立構造が示される。例えば、1790年に新設されたオート＝ロワール県の行政当局は、パリ住民が自分たちにとって好ましい法令を国民公会に押しつけており、それによって良い国家体制を築くことを妨げているのだと主張した (365頁)。こうした動きに対し、ジャコバン派 (モンターニュ派) の支持者ルネ＝ピエール・シュディユ (René-Pierre Choudieu, 1761~1838) は、オート＝ロワール県の政治的策動とその擁護者を連邦主義者と見なし、このような連邦主義を唱える者たちが共和国の統一を粉碎し、そしてパリに対する蜂起を試みようとしていると考えた (366頁)。

このような対立構造は、国民公会におけるジロンド派とジャコバン派 (モンターニュ派) などの党派抗争に拍車をかけた。例えば、ジロンド派のバルバルーは、1793年1月30日に県の行政当局の権限を強化し、パリの経済的優位性を排斥する提案書を作成した (370頁および次頁)。彼の提案書は、シエースが同年1月25日に国民公会で提案した国防省の再編とフランス各地からのすべての物資の徴発を司ることを目的とした国民経済局 (ヒンツェの言葉では *Kriegswirtschaftsamt/ Économat national*) の設立計画に反対するものであった。シエースの計画をめぐる審議は、ジャコバン派 (モンターニュ派) の支持者バレールによって提案され、国民公会によって採択された1793年2月2日の法令⁹によって収束した。しかし

⁹ 国防大臣の下に補佐官 (adjoints) を配属させ、そうした補佐官に戦争に必要となる物資を統括する権限を与え

ながら、生活必需品の徴発による供給不足などによって生じた物価高騰を原因として、2月25日および26日にパリで大規模な略奪が起きると、ジロンド派とジャコバン派（モンターニュ派）はこうした騒動の責任を互いに擦りつけあった（381頁）。ジロンド派は、パリと他県の公平な経済的分配の実現を目指して経済的自由主義をとり、彼らのそうした姿勢は地方では一定の共感を得た。しかし、パリ住民、特に物価高騰の煽りを受けた経済的弱者層には、ジロンド派は大ブルジョワジーや金持ち商人などを代弁する政党と映った（384-385頁）。一方、ジャコバン派（モンターニュ派）の急進派は、このようなパリでの一連の騒動を受けてもなお、経済的自由主義と連邦主義を貫くジロンド派に対して非難を強めていった（386-387頁）。

第5節では、「革命裁判所」と「公安委員会」の設置をめぐる議論を背景として、中央集権的な政治綱領の実現を目指すジャコバン派（モンターニュ派）とそれに対するジロンド派の抵抗について書かれている。まず革命裁判所の設置をめぐる国民公会の審議で、例えば、1793年3月9日にジロンド派のランジュイネ（Jean-Denis Lanjuinais, 1753~1827）は、自由主義的立場から革命裁判所設立への反対とパリに対する憎悪を込めた演説を行った（388-389頁）。しかし、同日には革命裁判所設立が国民公会で決定され、設立に反対していたジロンド派は革命の敵対者と見なされるようになった（389頁）。

こうした革命裁判所の設立と並んで、これまでジロンド派議員が構成員の大半を占めていた「一般防衛委員会」（ヒンツェの言葉では *Comité de défense générale*）¹⁰が、1793年4月6日にダントンが中心的な役割を担う「公安委員会」（ヒンツェの言葉では *Wohlfahrtsausschuß*）に改組された（395-396頁）。ヒンツェによれば、ダントンの影響下でこの公安委員会の活動が強化される一方で、こうした改組によって同委員会から締め出されたジロンド派は、政治的な立ち位置を失っていった（396-397頁）。4月3日には、国民公会でロベスピエールがジロンド派のデュムーリエとブリッソーに対して闘争を宣言し、さらに彼は、ジロンド派に反対するようにパリ住民を扇動した（397頁）。このようなジャコバン派（モンターニュ派）によるジロンド派排斥の動きに対して、ジロンド派はモンターニュ派のマラーを弾劾する法令によって抗戦したものの、マラーはこうした危機から脱し、そしてパリの諸セクションは、4月15日に国民公会に22人のジロンド派の派遣議員の追放を求めたのであった（397頁）。

第6節では、まず1793年2月24日の法令¹¹に基づいて大規模の徴募が実施されたが、それによっていく度もの抵抗運動が生じたことが書かれている（398-399頁）。その最たる例の1つはフランス西部のヴァンデ県であり、そこではきわめて多くの者が血を流すことになった。しかし、ジャコバン派（モンターニュ派）のカンボンの出身地であるエロー県のように、徴募への協力を通して愛国主義を標榜する県もあった。このような状況下で、カンボンは公安委員会と国家権力の統合を目指し、こうした目的の下で国民公会では同委員会の組織形態と活動計画が議論された（399-400頁）。これに対してジロンド派は抵抗するが、経済的・局地的な地方分権化を目指す彼らの方策は、彼らの階級性を特徴づけることとな

た法令。1793年2月2日の国民公会でのこの法令をめぐる審議については、ヒンツェが以下を参照するように述べている。*Réimpression de l'ancien Moniteur: depuis la réunion des États-généraux jusqu'au Consulat (Mai 1789-Novembre 1799)*, t. 15., Paris, 1840, pp. 350-352, ici p. 352.

¹⁰ 1793年1月1日に設立された組織であり、国内外の防衛に関わった各種委員会から選出された各委員の連携と防衛政策の決定・執行を司った。

¹¹ 正式名は「軍隊への募兵方法を定める法令」（*Décret qui fixe le mode de recrutement de l'armée*）であり、フランス各地から18歳以上41歳未満の未婚あるいは子どものいない独身男性30万人が徴募された。この法令については次を参照。Jean-Baptiste Duvergier, *Collection complète des lois, décrets, ordonnances, réglemens, avis du Conseil-d'État*, t. 5., 2. ed., Paris, 1834, pp. 169-172.

った (402-403 頁)。

ジロンド派の連邦主義に関する見解に関して、まずヒンツェは、彼らの連邦主義がフランス革命、人権宣言、それから7月14日の連盟祭において忘れられない成果であった自由主義と個人主義の体系を代表するものであったという。しかし、そうした体系は、彼らによって始められた対外戦争の過程で革命独裁に道を譲り、そしてこの独裁体制が、後のナポレオンの確固たる軍事独裁の前段階となった (412 頁)。同時代人の見解に関しては、ヒンツェによれば、例えば、1793年2月26日にパリの総評議会の前で、生活費需品の最高価格の統制を求める女性の代表団が、ジロンド派に対して「商人貴族が私たちを破滅に陥れている」と批判したというが、その背景には、ジロンド派が自由市場を擁護する立場から一連の価格統制に反対したという根本的な経済的対立があった (413 頁)。もっともヒンツェは、ジロンド派は憲法上の連邦主義を過度に求めてはいなかったと考え、その根拠としてジロンド派の憲法草案をめぐる審議を次の章で取り上げている (415 頁)。

第17章「ジロンド派の憲法草案と憲法」(416-450 頁)では、国民公会が設置した憲法制定委員会において、ジロンド派のコンドルセを中心にして憲法案が作成された経緯が述べられている。ジロンド派の憲法草案は全部で33カ条によって構成され、その第1条には「フランス共和国は1つにして不可分」という言葉が掲げられた (417 頁)。地方行政制度に関するジロンド派の憲法草案では、県が維持され、さらに既存の「小郡」(ヒンツェの言葉では *Kanton*) に代わる各県の新しい行政区分として、いわゆる「大コミュン」(ヒンツェの言葉では *große Kommunen*) を導入することが提案された。またこうした県行政に携わる参事会の人数については、それまで36人だったのが、18人に減らされ、それから県の執行部の人数も8人から4人に減らされた。これに加え、ヒンツェによれば、コンドルセは統治機構の権限を強め、完全なる統一を達成するため、かつて各県の行政に置かれた監督官 (ヒンツェの言葉では *procureur-syndic*) を中央省庁によって選出された役人 (ヒンツェの言葉では *agent*) に置き換え、こうした役人と中央省庁との連絡体制を整えることで中央集権化を推し進める方針をとったという (418 頁)。

このように、ジロンド派の憲法草案では、少なくとも県行政に関しては連邦主義の過度の強調は見られなかった。ところが、ヒンツェによれば、ジャコバン派 (モンターニュ派) のサン＝ジュストはジロンド派の憲法草案を批判し、そして民主主義に根差した独裁の確立を計画したという。彼が1793年4月24日に国民公会に提出した憲法草案の第1条第1項では、フランスは1つの共和国であることや国民代表 (ヒンツェの言葉では *Nationalrepräsentation*) が住民の一部の個別の意志によらず、一般意志に基づくものであるということなどが明記された (434 頁)。また、サン＝ジュストは、当時のアメリカのような連合国家 (ヒンツェの言葉では *Bundesstaat/État confédéré*) と比較しながら、真の共和国とは土地によってではなく、住民によって分割されるべきであり、そうした観点から彼は、フランス全土の県は、人民の分割として理解されるものと考えた (435-436 頁)。こうした行政区分に関しては、サン＝ジュストは5月13日に国民公会に提出した憲法草案の第2条においても言及しており、各県の住民は郡 (ヒンツェの言葉では *Arrondissement*) に分割され、それから郡の住民は600～800人の住民によって構成されるコミュンに分割されるべしとのことが明記された (437-438 頁)。また、サン＝ジュストは県の自律性を弱めるために各県の行政庁の廃止を主張したが、これに対してジロンド派のサール (Jean-Baptiste Salle, 1759～1794) は、県の行政庁の自律性を維持すべきであることを主張した。5月15日の国民公会での審議の結果、サールの提案が承認され、各県は中央行政庁 (ヒンツェの言葉では *Zentralverwaltung*) を有することになった (440 頁)。他方、行政区分に関しては、5月21日の審議では、ジロンド派の憲法草案で提案

された「大コミューン」は却下された（440頁）。

このような憲法草案をめぐる審議が続く中、結局のところ、5月31日にはジロンド派は国民公会から追放され、彼らはフランス各地で「連邦主義者の戦争」を繰り広げることとなった。ジロンド派追放後の国民公会では、ジャコバン派（モンターニュ派）を中心とする新しい憲法制定委員会が設置された。同派のエロー＝ド＝セシェル（Marie-Jean Héroult de Séchelles, 1759～1794）は、新憲法草案を6月10日に国民公会に提出し（442頁）、8月4日の国民投票を経て、彼の憲法草案は正式に承認された（447-448頁）。もっとも、ヒンツェによれば、対外情勢の悪化と国内の抵抗運動の高まりによって、このいわゆる1793年憲法は一時的に停止することになったという（449-450頁）。

第18章「連邦主義者の戦争——ジロンド派議員の裁判と没落——」（451-469頁）では、5月31日前後からパリ以外の県で生じた抵抗運動とパリを迫られ各地へ逃亡中のジロンド派議員の逮捕と裁判について書かれている。例えば、フランス北部のカルヴァドス県は北部における抵抗運動の中心地となり、近隣の県にも抵抗を呼びかけたという（452-453頁）。ジロンド派議員が逃げ込んだブルターニュやノルマンディーでは、1793年6月28日に「圧制に対する抵抗のための中央委員会」（ヒンツェの言葉では *Assemblée centrale de résistance à l'oppression*）が設立された。同様にジロンド派議員が逃げ込んだジロンド県においては、ほとんどのコミューンがパリに対する反対運動に巻き込まれたという（457-460頁）。しかしながら、最終的に多くのジロンド派議員は逮捕され、彼らに対する厳しい判決を望むパリ世論を反映して、ジャコバン派（モンターニュ派）やパリの諸セクションなどは、このような混乱を招いたジロンド派議員の有罪判決を求めた（465-466頁）。そして、10月3日の法令に基づき、21人のジロンド派議員が革命裁判所へかけられ、10月30日には「共和国の統一性と不可分性に対する」謀反者として彼らは死刑宣告を受け、その翌日死刑が執行された（468頁）。

4. ヘドヴィッヒ・ヒンツェによるまとめ（470-486頁）

以上、本作の内容を、目次を主な手掛かりとして、簡単に紹介してきた。アンシャン＝レジーム期および革命期のフランスについて、ヒンツェは、「中央集権」および「連邦主義」というテーマについて、まさに総論的に、調査・議論しているということが出来る。以下では、ヒンツェによる本作の締め括りを見ていくこととしたい。

ヒンツェがまず注目するのは、ナポレオン・ボナパルトの存在である。彼女曰く、ジロンド派は連邦主義という自身への評価を拒絶したが、ナポレオンは、ジロンド派が流血の惨事を引き起こしたことにより、自身の行動をもって自身への評価を正しいものとしてしまっているとする。ジロンド派が原因の1つを構成している内戦によってフランスの共和派が引き裂かれた瞬間が、連邦主義の瞬間である。

このようなジロンド派の評価に続けて、ヒンツェは共和派が引き裂かれたことによる悲劇を描写していく。それは中央集権と独裁の拡張である。ここでの悲劇は革命独裁と恐怖政治である。ヒンツェの重要な主張は、自身の時代までフランスにおいては中央集権が継続しているということである。そのため彼女は、独裁者ロベスピエールが失墜した後ですら、行政的な中央集権はなくならなかったとしている。中央集権への逆風は存在したが、国民公会の後の総裁政府のための憲法においても、かつてのジャコバン派（モンターニュ派）の中央集権的政策が帰ってきているのである。総裁政府期は、ナポレオン・ボナパルトの中央集権のための地ならしの時期であった。そしてナポレオンの立法と統治が、フランスを

中央集権化、官僚化、軍事化の典型としたことにより、国民的統一国家は成形された。フランスの国家のあり方は、永続的で強固であり、20世紀に入ってもなお本質的には変わっていない。これはヒンツェが本作でイントロダクション以来繰り返し示していることである。

まとめの後半には、ヒンツェ自身の立ち位置やメッセージが特に色濃く表出する。彼女によれば、フランスの歴史はドイツから見れば幸福ではあるが、フランスに特有の悲劇も存在した。それが中央集権と独裁である。そして続ける。国家の統一と連邦主義のような問題は、一種のトランスナショナルな組織を語ることを避けられないということ。ここで彼女が持ち出すのは、フランス革命初期における連盟の運動を美しく描写したミシュレであり、この革命に感銘を受けたゲーテであり、フランス革命を、七月革命を、そして二月革命を偉大な統一、人間の革命と呼んだユゴー（Victor Hugo, 1802～1885）である。ヒンツェは、フランス革命の正の部分に期待をかけている。戦争が開始された1792年以降の革命の展開を、彼女は脱線とする。革命の正の部分に接続するのは、ヨーロッパの統一という理想である。そして彼女は特に、「ヨーロッパ合衆国」という言葉を用いたユゴーについて、その平和のための活動や詩の文言を紹介している。

自身の国であるドイツと、研究対象地域であったフランスとの間に起きた普仏戦争は、自分の理想に立ちはだかったものとして、ヒンツェにとって特に大きかったようである。だがここで目を引くのは、彼女がエルネスト・ルナン（Joseph Ernest Renan, 1823～1892）の見解を参照していることである。

この人物が当初は右派であったことは、ヒンツェの言葉を待つまでもなく周知のことであるが、彼女が、ルナンによる、普仏戦争を文明にとっての多大な不運であるとする判断を、正当に評価している点は特筆されるべきであろう。かくして、普仏戦争という災禍からは、ヨーロッパ連邦の必要性が、そしてヒンツェにとって直近の戦争である第一次世界大戦という悲劇からは、ヨーロッパと世界が超国家的な法実体を組織することが、教訓として引き出されるのである。

当まとめの末尾は様々な人物の見解を繋ぎ合わせ、ヒンツェ自らの理想を高らかに表すものとなっている。フランス革命を社会主義的観点から描いた作家のジャン・ジョレスを通し、彼女は、暴力の所業を諦め、法的制度に従う自律的な国民の自由な連邦によってのみ、人間性の統一がなされるとする。そしてこの理想はヒンツェによれば、カントやルナンの平和構想に近い。また、平和のための障壁となるのは排他的な主権の原理である。ヒンツェはオラールの言葉を聴く。平和的な精神のために好ましいのは、各国民の絶対的主権というドグマが、利己的な非妥協に重心を置かないことである。そして、諸国民がお互いを、日に日により良く理解していくことなのである。

歴史家としての業務に専心したため、理想の未来を描くことはしないとヒンツェは最後に述べてはいる。だが彼女の描写が時代の影響を受け、自身の理想を反映していることは、本稿でも述べてきた通りである。彼女の記述に何らかの特定の意図を看取することもできるかもしれない。だが本作は、仮にそのような意図が見え隠れするとしてもなお、今日読み返す価値があるという、そのクオリティーが特色である。「連邦主義」の語使用の問題や、自由主義者としての、さらには「連邦主義者」としてのジロンド派という解釈についてなど、論じるべき点はまだ多く残っているが、それらについては、今後の課題とさせていただくこととして、本稿を閉じることとしたい。

Introduction of historical materials: Hedwig Hintze, *Staatseinheit und Föderalismus im alten Frankreich und in der Revolution*, Suhrkamp, Frankfurt am Main, 1928/1989.

Nobuyuki Mizuno (Tsunoda), Yoshiyuki Morishita, Yuki Haruyama

This article introduces a massive work about the French Revolution written by a German female historian, Hedwig Hintze (1884-1942), who had to struggle against doom due to her birth from Jewish family in the era of the Weimar Republic and Nazis, albeit her pre-eminent ability as historian. The French Revolution and politics of its aftermath have often been envisaged as the triumph of the Jacobin Club and their centralist politics in usage of supreme power of the Committee of Public Safety (Comité de salut public) and Revolutionary Tribunal (Tribunal révolutionnaire). Whereas Hintze tried to describe the French Revolution and political struggles in terms of federalism, focusing on the Girondins, which had tendency to the federalist and liberalist policy in the realm of economy, as an alternative view of history about the French Revolution. Through her study of the French Revolution from this perspective, she also put effort on inquiry about problems, such as nation-state, centralism, federalism, and then liberalism.

The first edition of this book was published in 1928, and then it was newly edited and published in 1989 with introduction written by Rolf Reichardt. Despite Hintze's insight and repeated publication of her book, it has been scarcely recognized among historian. It seems that such ignorance among historian might have come from her stand point as the left-liberalist view on the French Revolution, while many of German conservative historian were under the influence of negative view made by Hippolyte A. Taine. From around the end of 20th century, however, some historian gradually started to take up her work and evaluate it positively.

This book was characterized by her unique endeavor that she looked down at both centralism of the Jacobin Club and federalism of the Girondins at around the French Revolution as well as she considered the Girondins as liberalist. Eventually, she described the demise of the Girondins and federalism, and then the expansion of centralism and dictatorship led by the Jacobin Club, which was considered to continue essentially to the 20th century. However, she considered the expansion of centralism and dictatorship as tragedy in France. Besides, she emphasized on the importance of idea of federalism and liberalism, or autonomy to keep the peace in Europe just after the World War I in last part of her book. Although there is problem such as terminology of federalism and liberalism, her work is worthy of being taken into serious consideration.

新刊紹介： Kenneth Morrison, *Nationalism, Identity and Statehood in Post-Yugoslav Montenegro*

London: Bloomsbury Academic, 2018, xvi+267 pp.

中澤 拓哉

1992年以降のモンテネグロでは、教会の分裂、国勢調査における民族帰属の分裂、新言語・新文字の誕生など、「民族」をめぐる政治が活発に行われてきた。それらの帰結である2006年の分離独立から10年以上が経過した現在も、「民族」は依然としてモンテネグロ政治において重要な争点の1つであり続けている。本書『ポスト・ユーゴスラヴィア期のモンテネグロにおけるナショナリズム・アイデンティティ・国家性』は、現代モンテネグロの「民族」をめぐる政治についての最新の研究書である。

著者ケネス・モリソンは英国のモンテネグロ研究者であり、2009年に『モンテネグロ近代史』¹を著した後、2013年にエリザベス・ロバーツ (Elizabeth Roberts) と共著で『サンジャク史』²を出版するなど、モンテネグロ現代史・現代政治について精力的に英語の著書を発表している。

本書は、序文・結論を除くと計10章からなる。以下に概要を紹介したい(以下、括弧内の数字は頁数)。第1章「モンテネグロの20世紀—概観」(3-28)は、本書の中心的課題である1992年以降の情勢を検討するために、20世紀のモンテネグロ史を包括的にまとめている。第2次世界大戦時のモンテネグロ方面での戦況について英国戦争省の未刊行史料に基づいて論じるなど、独自の視点も多い。第2章「反官僚制革命と『1月クーデタ』(1987-90)」(29-40)は、1980年代末に起きた政変を掘り下げ、モミル・ブラトヴィチ (Momir Bulatović) とミロ・ジュカノヴィチ (Milo Đukanović) という2人の政治家が台頭する過程を描き出す。第3章「『平和のための戦争』から『ジャブリャク憲法』へ(1990-1992)」(41-53)は、モンテネグロがユーゴスラヴィア紛争にいかに関与したのかを解き明かす。第4章「恐怖と流転—モンテネグロのムスリムとアルバニア人少数派(1992-97)」(55-68)は、モンテネグロに居住するスラヴ系イスラーム教徒とアルバニア人がどのような社会変動を経験したかを述べる。当然、ユーゴスラヴィア紛争期のモンテネグロにおいてスラヴ系イスラーム教徒が民兵などにより迫害の対象になったことにも触れられている。第5章「引き裂かれた政体—DPSの分裂(1996-98)」(69-81)は、1997年大統領選挙前後における与党社会主義者民主党(DPS)の分裂を扱う。第6章「代理の政治—紛争のなかの正教会(1990-2006)」(83-93)は、セルビア正教会から「モンテネグロ正教会」が分離した一連の出来事を跡づける。第7章「コソヴォ戦争からベオグラド合意へ(1998-2002)」(95-109)、第8章「国民投票への道(2003-6)」

¹ Kenneth Morrison, *Montenegro: A Modern History* (London: I. B. Tauris, 2009).

² Kenneth Morrison and Elizabeth Roberts, *The Sandžak: A History* (London: Hurst & Company, 2013).

(111-131) は、モンテネグロ独立を問う国民投票へと至る過程を詳述する。第 9 章「モンテネグロの独立—最初の 5 年間 (2006-11)」(133-150) は、独立後 5 年間での国内政治と社会の変容を描き出す。第 10 章「進歩、抗議、政治危機 (2012-16)」(151-167) は、抗議行動に端を発した政治危機や NATO 加盟問題など、2010 年代のモンテネグロ政治が扱われる。

本書の特徴は何といても、その詳細な記述にある。1980 年代後半以降のモンテネグロにおける政治史全般についてかくも詳しく論じた英書は、同著者の『モンテネグロ近代史』を除けば、管見の限りでは見当たらない。現代モンテネグロ政治を研究する上で本書は格好の手引書となろう。そしてこの時期のモンテネグロ政治史は、現在のモンテネグロやバルカンの情勢を考える上で避けては通れない事項である。たとえば、第 2 章で初登場するミロ・ジュカノヴィチは、2018 年 9 月現在もモンテネグロの大統領を務めている。また、2018 年 7 月、トランプ (Donald Trump) 米大統領は NATO 批判の文脈でモンテネグロを名指して「第 3 次世界大戦の引き金を引きかねない」と発言した。NATO 加盟国としてのモンテネグロへの関心が高まる中、その政治史について事細かに論じた本書は現代の情勢に関心を持つ者のあいだで真っ先に読まれるべき価値を持っている。

これらの問題は、エスニック・マイノリティをめぐる問題とは関係のないように見えるかもしれない。しかし、独立や NATO 加盟をめぐる問題が、単なる政策論争の次元にとどまらず「民族」問題として立ち現れているところに現代モンテネグロ政治の興味深い点がある。親セルビア派と独立派という亀裂は、親ロシア派・親西欧派、そしてセルビア人・モンテネグロ人という亀裂と完全に同一ではないものの重なり合っている。政治問題が民族問題に転化していく過程を描き出した本書は、現代政治のみならず民族問題に興味を持つ読者にとっても有益な示唆を与えてくれるだろう。

少し気にかかった点としては、言語をめぐる問題に殆ど触れていないことが挙げられる。2007 年に「モンテネグロ語」が公用語化されてから 10 年が経過した現在、セルビア語の公用語化を求める動きが起きるなど、モンテネグロで用いられる主要言語の名称と言語政策は現在もモンテネグロで争点となっている。現代モンテネグロのナショナリズムとアイデンティティを主題に据えた本書で言語への言及が乏しいことは、望蜀の嘆かもしれないが些かもったいない³。少数民族について論じている箇所においてすら少数民族側の文献があまり用いられていないように見受けられるのは残念である (たとえば「ムスリム人」概念を積極的に主張しているアヴドゥル・クルペヨヴィチ (Avdul Kurpejović) の名前は、本文にも文献目録にも見当たらない)。また、巻末の文献目録に少し遺漏があるので、読む際は注意されたい。たとえば、ニェゴシュ廟問題を説明するにあたって、209 頁注 16 でフランチシェク・シーステクの論文⁴が引用されているが、文献目録には見当たらない。著者の前著『モンテネグロ近現代史』も幾度か引用されているものの、文献目録には書き込まれていない。

上記のような気にかかる点があるにせよ、本書が現代モンテネグロの政治史や民族問題を理解する上で最良の部類に属する書であることは疑いえない。モンテネグロのみならず、現代世界における民族問題のケーススタディとして広く読まれるべき本であろう。

³ セルビア・クロアチア語圏での最新の言語をめぐる動向については、Ranko Bugarski, *Govorite li zajednički? Kako je nastala i kako je primjena Deklaracija o zajedničkom jeziku* (Beograd: Biblioteka XX vek, 2018) も参照。

⁴ František Šitek, “Njegoševa grobnica na Lovčenu,” prijevod Adin Ljuca, *Matica* 51-52 (2012): 105-140. なおモリソンは 51 号と書いているが、正しくは 51-52 号である。

研究会報告

・

会員近況

■ ■ ■ 第八期研究会報告 ■ ■ ■

第八期 (2017年8月～2018年8月) には、計6回の研究会 (内訳: 書評会3回、研究報告会1回、研究ワークショップ2回) を開催した。

以下の研究会報告でも記したが、今期のワークショップは ENSG 第2号の投稿予定者による報告会 (6月9日) と、8月20日に台湾の国立政治大学で行った風景・景観をテーマとしたワークショップである。この他、読書会でも「風景」・「景観」をテーマにした回もある。研究会の回数は少ないものの当会で注目する共通テーマと研究会活動がリンクした期になったと言える。

また、以上のプロジェクト以外にも会員による多様な研究報告も行われた。そして、いつもながらのことではあるが、それぞれの研究会では、参加者による闊達な議論が交わされた。

第六十八回研究会

(2017年8月4日、於: 獨協大学)

【書評】 高野麻子著『指紋と近代』

[担当] 北田 依利

(米国ラトガーズ大学博士課程)

香坂 直樹 (跡見学園女子大学)

JA 日下 (明治学院大学)

松岡 格 (獨協大学)

書誌情報:

高野麻子著『指紋と近代 移動する身体の管理と統治の技法』、みすず書房、2016年。

概要

高野麻子著『指紋と近代』を読んだ。近代国家による人の移動に関する統治・管理を「指紋」の観点から論じた興味深い研究書であり、この研究会では毎回のことであるが、このような選書は有り難いことだ。本書はまず、近代におけるかつてないほどの人の移動の増加を背景に、国家が「前近代的」な移動の民を統治・管理可能な存在にする必要があったことを論じている。指紋は「終生

不変」と「万人不同」という二つの特徴を有しているため、その利便性から指紋法導入以前に主流であったベルティオン方式に取って代わることとなり、集団に関する大量の情報を素早くかつ容易に収集・管理・利用することを可能にした。本書は指紋研究が明治期の日本と深く関係していたという逸話から始まり、イギリスによるインド統治への指紋法導入の話へと展開していく。しかしそれらはむしろ前提であり、本題は日本による満洲国統治手段としての指紋法にあり、さらには戦後日本における愛知県民指紋登録の実態や戸籍法・住民登録法・外国人登録法にも話が及んでいる。研究会では各発表者が自身の研究と関連付けながら議論が発展した。実りある読書会となり、これまた有り難いことだ。

(JA 日下)

第六十九回研究会

(2017年10月7日、

於: 東京外国語大学海外事情研究所)

【書評】 左地亮子著『現代フランスを生きるジプシー』

[内容紹介] 松岡 格 (獨協大学)

井垣 昌 (明治大学)

[コメント] 角田 延之

(岐阜工業高等専門学校)

[リプライ] 左地 亮子 (国立民族学博物館)

書誌情報:

左地亮子著『現代フランスを生きるジプシー 旅に住まうマヌーシュと共同性の人類学』、世界思想社、2017年。

概要

2017年10月7日、東京外国語大学海外事情研究所にて、第69回研究会が開催された。今回は2017年2月に出版された左地亮子著『現代フランスを生きるジプシー——旅に住まうマヌーシュと共同性の人類学』の書評会として行った。本書はサントリー学芸賞 (第39回) 受賞作である。人類

学を専門とする井垣昌と松岡格が本書の紹介を行い、左地氏と同じくフランスを対象に研究している角田延之氏がコメントを行い、著者本人であり、本研究会メンバーでもある左地亮子氏が参加者からの意見・コメントに対する応答を行った。人類学を専門とする読者だけでなく、幅広い専門の読者のジブシーに対する知見を更新するような、重要な著作であることが、改めて確認された。

（松岡 格）

第七十回研究会

（2018年1月27日、

於：明治学院大学白金キャンパス）

【研究報告】

19世紀末ハプスブルク帝国シュタイアーマルクにおけるドイツ国民化と自由主義—
マールブルク周辺地域農民協会の活動を中心に

〔報告者〕藤井 欣子（東京外国語大学）

概要

第70回研究会では、藤井欣子氏が19世紀末以降のオーストリア＝ハンガリー帝国南部のシュタイアーマルク（現在のオーストリア南部からスロヴェニア北部にかけての地域）において、農民協会の活動を通じてドイツ語話者とスロヴェニア語話者との「境界」が次第に形成される過程を報告した。

本研究会が「境界」に注目していることもあり、報告の後には、参加者がシュタイアーマルクの事例と各自の研究領域・研究対象とを比較しつつ、活発な議論を展開した。

（香坂 直樹）

第七十一回研究会

（2018年3月21日、

於：東京外国語大学海外事情研究所）

【書評会】若林幹夫『地図の想像力』を通して考える

〔担当〕JA 日下（明治学院大学）

香坂 直樹（跡見学園女子大学）

松岡 格（獨協大学）

森下 嘉之（茨城大学）

栗林 大（中央大学）

書誌情報：

若林幹夫著『増補 地図の想像力』、河出書房新社、2009年。

概要

第71回研究会では若林幹夫著『地図の想像力』を読んだ。研究会として「風景」・「景観」を考えるにあたり、共通認識を形作るための作業として本書を取り上げた。

序章と終章をJA日下が、第一章を香坂、第二章を松岡、第三章を森下、第四章を栗林がそれぞれ担当し、内容を要約して報告した。また、議論の材料とするために、各担当者は、各章で展開されている議論に対して、各自の研究領域の事例にひきつけつつ、コメントを提示した。

以上を基に、地図を媒介とした領域認識ないし領域の可視化や意味の提示に関する著者の認識に関する議論を行い、「風景」に関する理解の一助とした。

（香坂 直樹）

第七十二回研究会

（2018年6月9日、

於：東京外国語大学海外事情研究所）

【WS】ENSG第2号投稿予定者による投稿
原稿の概要報告

〔報告者〕JA 日下（明治学院大学）

栗林 大（中央大学）

角田延之（岐阜工業高等専門学校）

／森下嘉之（茨城大学）／春山唯紀

（一橋大学大学院）

香坂 直樹（跡見学園女子大学）

概要

2018年6月9日にENSG第2号への投稿予定

者によるワークショップを実施した（通算では第72回研究会）。ENSG編集委員会が原稿提出前に内容の概要を把握するとともに、WSでの議論を通じて、執筆予定者が論考内容を修正することが目的である。

JA 日下は「描かれる移民像の変容」という題目で Paddington Bear シリーズ（小説と映画）に注目しつつ、イギリス国内における移民像の表現の変化について報告した。栗林は2017年3月の北海道大学スラブ・ユーラシア研究所でのワークショップ「東欧の「境界」における領域性・空間認識の比較研究」でのコメントを発展させ、「境界と境界線を巡る若干の考察」との題目で報告した。角田・森下・春山は3人が共同で読み進めている H・Hintze の著作 *Staatseinheit und Föderalismus im alten Frankreich und in der Revolution (1928/1989)* の意義と概要について報告した（史資料紹介で投稿予定）。香坂は「1919年暫定センサス情報の利用範囲」との題目で、1921年の定期国勢調査のデータ紛失への対処として暫定センサス情報の利用が検討された例を報告した。

以上の4報告のうち、JA 日下報告と角田・森下・春山報告が ENSG 第2号への掲載に至った。

（香坂 直樹）

第七十三回研究会

（2018年8月20日、於：国立政治大学（台北））

【WS】風景・景観の改変と地域社会の変化

[登壇者]（登壇順）

林 修澈（政治大学名誉教授）

松岡 格（獨協大学）

黄 季平（政治大学原住民族研究センター
主任・同大副教授）

左地 亮子（東洋大学）

JA 日下（明治学院大学）

角田 延之（岐阜工業高等専門学校）

郭 俊麟（東華大学副教授）

香坂 直樹（跡見学園女子大学）

辻河 典子（近畿大学）

鄭 安晞（中興大学助理教授）

中澤 拓哉（日本学術振興会）

森下 嘉之（茨城大学）

陳 計堯（成功大学副教授）

概要

2018年8月20日、台湾の政治大学にて、「風景・景観の改変と地域社会の変化」と題する国際ワークショップを開催した。本ワークショップは政治大学の原住民族研究センター（ALCD）の主催、本研究会共催のもとで開催された。

開会に当たっては、主催者を代表して政治大学名誉教授の林修澈教授が挨拶をするともに、開催の経緯・趣旨について説明を行った。

本研究会からは、左地亮子、JA 日下、角田延之、香坂直樹、辻河典子、中澤拓哉、森下嘉之、松岡格が参加し、各自このテーマに関わる研究発表を行った。それに対して、政治大学原住民族研究センター主任・同大学副教授の黄季平氏、東華大学副教授の郭俊麟氏、中興大学助理教授の鄭安晞氏、成功大学副教授の陳計堯氏がコメントを行い、参加者もまじえて発表者との真摯な討論も行われた。当日は台湾の研究者も多く訪れており、ワークショップの内容に対する評価は概ね好評であった。本研究会としては、当日ワークショップを主催・準備してくださった林修澈教授、黄季平副教授をはじめとした ALCD の皆さん、特に準備をとりまとめてくださった ALCD 助手の劉芳好さん、および当日の通訳を担ってくださった胡家齊さん、宋峻傑さんに深く感謝を申しあげたい。

（松岡 格）

■ ■ ■ 会員近況 ■ ■ ■

今年（2018年）の3月にインドに行ってきました。ガンジス川沿いにあるヒンドゥー教の聖地ヴァーラーナシーを訪れた際、当地を基盤とするモディ首相に対する賛辞とムスリムに対する不満の声を何度か耳にしました。そしてヴァーラーナシーがヒンドゥー・ナショナリズムの強い地域であることを肌で感じることができました。デリーの博物館ではムスリムとヒンドゥー教徒の融和を掲げたカンディーを称える展示を目にしました。複数の宗派や民族の融和を掲げる国家（インドでは3色の国旗がそれを象徴しています）において特定の宗派・民族による国家のあり方を模索する動きは多くの国で見られる現象であり、比較・検討する意義を感じました。

（重松 尚）

* * *

9月から米国ラトガーズ大学での留学生活も3年目に入りました。授業の履修が終わり、本年度は博士候補生（candidate あるいは ABD: all but dissertation）になるための試験勉強と博士論文の構想に注力することになります。留学してから米国史、人種と空間の関係というこれまでの関心を広げて、帝国主義や植民地主義、ジェンダー・セクシュアリティの歴史を中心に勉強してきました。フィリピンにおける日米帝国の比較研究という博士論文について、EMSの皆さまからのご助言をいただくのを楽しみにしております。

（北田 依利）

* * *

2018年8月、「風景・景観」ワークショップのために初めて台湾を訪れた。台湾と日本での旧社会主義東欧圏に関する研究事情の違いを知り、自分の研究成果の伝え方に意識を向けることができた。ワークショップ後に訪れた台湾博物館の日本統治時代に関する展示は近現代史と博物学の両面から興味深かったが、それは同時に近代植民地主義の「成果」を見る者に突きつけていた。このような貴重な機会を得られたことに感謝したい。

（辻河 典子）

* * *

私はフランス革命期の連邦主義についてこれまで研究をしてきました。革命期のフランスに連邦主義者を自称する革命家はいませんでした。つまり、誰も連邦主義を支持していなかったということになります。それでは革命後のフランスにもいなかったのでしょうか。フランス革命の研究者はどうでしょうか。現在私は、このような問題関心の下、フランス国内外の革命史研究を調べています。連邦主義の問題については、アメリカやイギリスはもちろんのこと、イタリアやドイツにおける研究も重要です。まずはこの2国に取りかからなければいけません。ですが将来的には、東欧諸国についても知りたいと思っています。

（角田 延之）

執 筆 者 一 覧

JA 日下	明治学院大学
水野（角田） 延之	岐阜工業高等専門学校
森下 嘉之	茨城大学
春山 唯紀	一橋大学大学院
中澤 拓哉	日本学術振興会

編 集 後 記

大変お待たせいたしました（またも）。エスニック・マイノリティ研究会の雑誌 ENSG（『エスニック・マイノリティ研究』）の第2号をお届けします。第1号は勢いで動いていましたが、第2号はまた別の困難がありました。企画から編集作業、校正などに予想以上に手間取ってしまい、日程管理の重要性を改めて感じました。ひとえに編集委員長責任であり深くお詫びいたします。

今号は特集の掲載はありませんが、研究論文を掲載できました。ページ数は前回より減りましたが、当会の会員の考えていることや活動が伝わるかと思えます。

第3号では、特集を含めた多様な内容を届けられるよう、そして「大変お待たせいたしました」が常套句にならないよう編集委員会も努力します。投稿規定は改めてお知らせいたしますので、会員の皆様による積極的な投稿を期待しております。

最後に、皆様からの忌憚ないご批判やご意見を賜りたく、よろしく願い申し上げます。

（ENSG 編集委員長 香坂 直樹）

ENSG
(Ethnicity, Nation, State, and the Globe)

No.2

エスニック・マイノリティ研究

第2号

発行：2019年3月20日

ISSN 2432-9576

編集委員（名字五十音順）：

遠藤嘉広、JA 日下、栗林大、香坂直樹（編集長）、松岡格、森下嘉之

発行所：エスニック・マイノリティ研究会

〒340-0042 埼玉県草加市学園町 1-1

獨協大学国際教養学部 松岡研究室内

URL: <http://sites.google.com/site/emstudies/home/ensg>

ENSG に掲載された論文等の著作権は著者と編集委員会がともに保持する。無断転用・転載を禁じる。
Copyright ©2019 by individual author and ENSG editorial board. All Rights Reserved. This material may not be published or reproduced without permission.